

桓武天皇柏原陵

(京都市伏見區桃山町字永井久太郎)

陵は(式制兆城東八丁西三丁南五丁北六丁)現兆城周回四百四十間、圓形の封土にして南に面し松樹蒼生せり周圍に石欄を繞し聖域を廊す、此陵その昔豊臣秀吉桃山城を築くに際し取毀つ處となり舊形をとめず、萬延年中、種案、十數年間の苦心の後現陵の地を發見、明治十三年二月御治定の上大修理を加えられたるもの

御名 山部 光仁天皇第二皇子、御母皇太夫人新笠、天平九年御降誕、初め諸王たりしが天平寶字八年四月從五位下に敍し累進、寶龜元年十一月親王となり二年三月中務卿に任じ三年五月父皇皇太子他戸親王を廢し給ふや藤原百川の推奏に依り四年正月皇太子と立ち給ひ、天應元年四月受禪遊され即位し給ふ、天皇は天資英明にましまし平城京の情弊充滿せるを看先づ都を遷し人心を一新せんと思召され、延暦三年五月山城國長岡に都城を經始し十一月遷御せらる長岡宮是なり、それより和氣清麻呂の議により延暦十三年(紀元千四百五十四年)今の京都(山城國宇太村)に御營宮遊され遷らせ給ふ、是れ平安京にして平城京に倣へども其規模實に宏大にして明治二年に至る一千七十五年間歴代の天皇の帝都の礎を築き給えり、又東北の暇夷反したれば延暦十六年(紀元千四百六十一年)坂上田村麿をして全く平定せしめ給ふ、同二十三年には最澄、空海等入唐し二十四年最澄歸朝し比叡山延暦寺に於て天台宗を傳へる、御在位二十五年大同元年三月十七日(紀元一千四百六十六年陽四月十三日)御壽七十歳にて崩御遊され四月十三日現陵に奉葬、桓武天皇と追諡す。

參攷日誌

昭和 年 月 日

附近探勝記

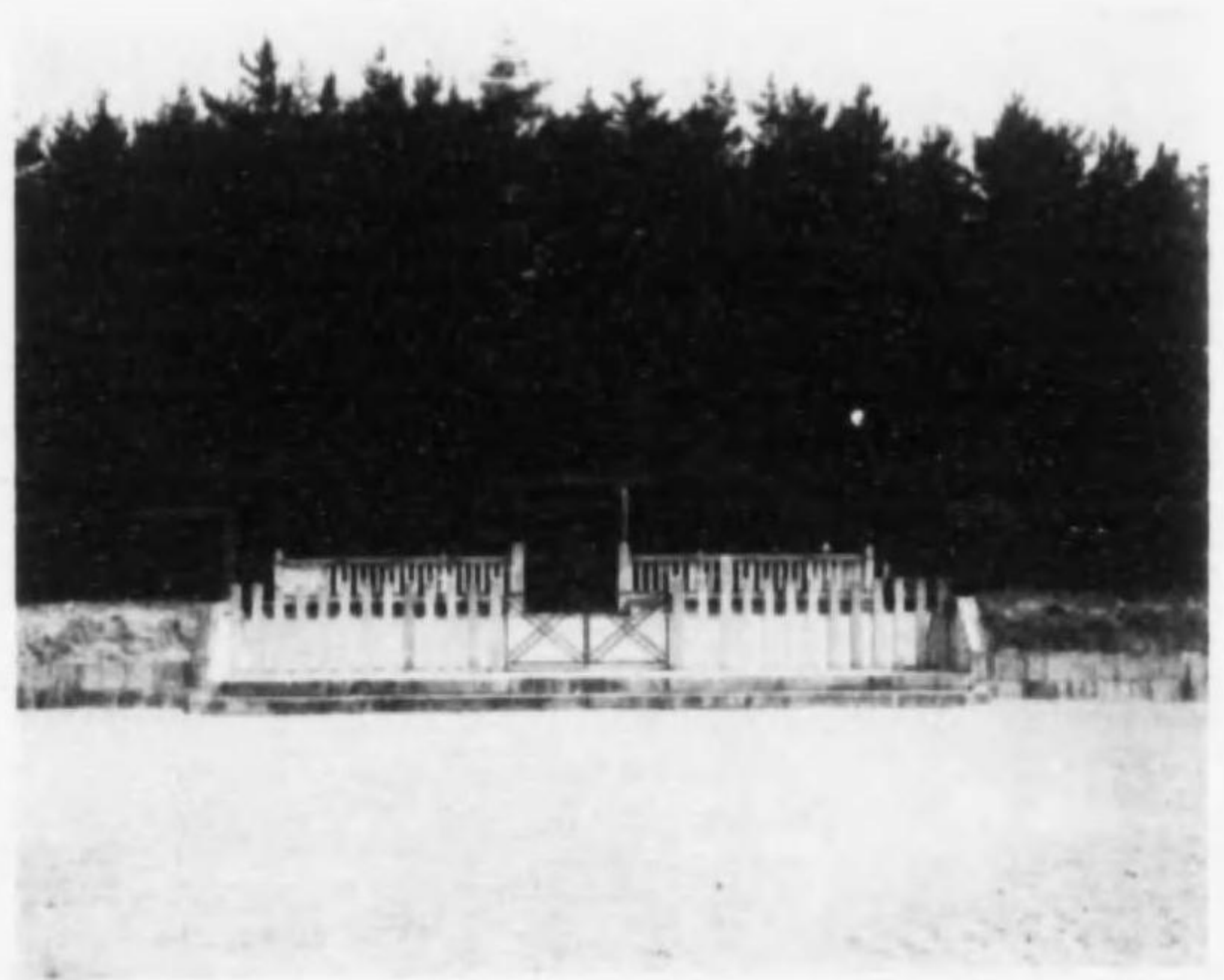
三日、（傳）廿十歳にて、（傳）廿四且十三日、（傳）廿三歳、（傳）廿四天皇と云々。
 則ち、（傳）廿五歳、（傳）廿六歳、（傳）廿七歳、（傳）廿八歳、（傳）廿九歳、（傳）三十歳、（傳）三十一歳、（傳）三十二歳、（傳）三十三歳、（傳）三十四歳、（傳）三十五歳、（傳）三十六歳、（傳）三十七歳、（傳）三十八歳、（傳）三十九歳、（傳）四十歳、（傳）四十一歳、（傳）四十二歳、（傳）四十三歳、（傳）四十四歳、（傳）四十五歳、（傳）四十六歳、（傳）四十七歳、（傳）四十八歳、（傳）四十九歳、（傳）五十歳、（傳）五十一歳、（傳）五十二歳、（傳）五十三歳、（傳）五十四歳、（傳）五十五歳、（傳）五十六歳、（傳）五十七歳、（傳）五十八歳、（傳）五十九歳、（傳）六十歳、（傳）六十一歳、（傳）六十二歳、（傳）六十三歳、（傳）六十四歳、（傳）六十五歳、（傳）六十六歳、（傳）六十七歳、（傳）六十八歳、（傳）六十九歳、（傳）七十歳、（傳）七十一歳、（傳）七十二歳、（傳）七十三歳、（傳）七十四歳、（傳）七十五歳、（傳）七十六歳、（傳）七十七歳、（傳）七十八歳、（傳）七十九歳、（傳）八十歳、（傳）八十一歳、（傳）八十二歳、（傳）八十三歳、（傳）八十四歳、（傳）八十五歳、（傳）八十六歳、（傳）八十七歳、（傳）八十八歳、（傳）八十九歳、（傳）九十歳、（傳）九十一歳、（傳）九十二歳、（傳）九十三歳、（傳）九十四歳、（傳）九十五歳、（傳）九十六歳、（傳）九十七歳、（傳）九十八歳、（傳）九十九歳、（傳）百歳。

蘇我天皇御即位

推古天皇

（蘇我天皇御即位の事）

蘇我天皇御即位



蘇我天皇御即位



（蘇我天皇御即位の事）

第五十一代
平城天皇楊梅陵

(奈良縣生駒郡都跡村大字佐紀)

陵は(式制東西二丁南北四丁)現兆城周圍百九十八間五分南面の三壇に築かれたる圓墳にして、徑四十五間高さ四十尺周圍に空堀と土堤及柏生垣を繞し、陵上には松樹蒼生せり

御名 安殿初め小殿と曰す、桓武天皇第一皇子、御母は皇后乙牟漏、寶龜五年八月十五日御降誕、延暦四年九月桓武天皇、皇太子早良親王(崇道天皇)を廢し給ふや十一月皇太子と立ち給ひ、大同元年三月踐祚、五月大極殿に御即位遊され給ふ、天皇は父帝の御意を繼ぎ左右近衛府の兵數を改定し、國司の期限を定め春宮職員、書工、漆部、宮陶、鍛冶、十餘司を併省し、圖書寮、內藏寮以下上長の員數を減じ其他の冗員を淘汰し大いに政を簡素にせられ改革される事甚多し、又本朝の始め大同元年空海歸朝、初めて眞言宗を擴む御在位四年、大同四年四月位を皇弟(嵯峨天皇)に譲り太上天皇となり給ふ、上皇の寵嬖に藤原藥子あり、上皇を重祚せしめ己れ皇后たらんとし兄仲成と謀る、事成らざるに仲成誅せられ藥子毒を仰ぐこれにて亂も治る、天皇宮に還り薙髮し給ふ、天長元年七月七日(紀元千四百八十四年陽八月九日)聖壽五十一歳にて崩御遊さる、十二日現陵に奉葬十月十一日平城天皇と追諡す。

參院日誌 昭和 年 月 日

附近探勝記

第五十二代
嵯峨天皇 嵯峨山上陵

(京都市右京區北嵯峨朝原山町)

陵は現兆域周回百二間一分、今陵上土を封して圓墳となす、此陵は天皇の遺詔「棺を作るに厚からず之を覆ふに蓆を以てし約するに黒葛を以てし床上に置き衣衾飯含平生の物、一に皆之を絶て又北幽僻不毛の地を擇びて葬に三日を限る又坑を穿につ淺深縦横棺を容るべからしめ棺既に下し了れば封せず地を平ならしめ草を上を生ぜしめ長く祭祀を絶て」に依り山上僻地不毛の現陵に奉葬せられし由、嵯峨山の頂にして平安京の洛中洛外一望に俯瞰し遠く巨椋池、八幡山崎の連山より淀川が一條の白布の延たる如き景趣を聚め聖域に對する敬虔の念を湧起せしむ

御名 かみの 神野 桓武天皇第四の皇子、御母は皇后乙牟漏、先帝の同母皇弟延暦五年九月七日長岡宮に御降誕、二十二年三品より累進大同元年五月彈正尹に任し六月皇太弟となり四年四月平城帝の譲りを受けて御即位遊さる、天皇時勢を察し新に宮中に藏人所(官廳)を置きて機密の文章を掌らしめ別に檢非違使を置き警察、裁判を掌し給えり亦此御代に東夷反したれば文屋綿麿を遣し餘類を平げ贈澤城に鎮守府將軍を置き此地を治めしめ給ふ、天皇文學を御好になり詩文では小野篁と才を競われ書道では空海、逸勢と並び三筆と稱せられ給えり、御在位十四年弘仁十四年四月淳和帝に位を譲り承和元年八月嵯峨新院に遷御九年(紀元千五百二年)七月十五日(陽八月二十八日)嵯峨院に崩御御壽五十七、十六日現陵に奉葬、嵯峨天皇と追諡す。

參照日記

昭和

年

月

日

附近探跡記

淳和天皇大原野西嶺上陵

(京都府乙訓郡大原野村大字大原野)

陵は現兆域周回二百四十二間三分、標高一千百十尺の小鹽山の絶頂にして慶應元年修治し後、再修の際土を封じて丘體となし周圍に石牆を繞したる由、東向の山形にして周回七十間、陵上には松柏樹森々とす此陵は始め周圍三間斗りの小石を積み圍みたる圓冢が東西に四個相並び其上に雜樹叢生したる由遺詔には散骨の禮とあれど至尊の灰骨空しく風に委すに忍びず此圓冢に藏し奉れるものなるべし

御名 大伴 桓武天皇第五皇子、御母皇太后旅子、平城、嵯峨二帝の異母皇弟たり延暦五年御降誕、二十二年正月三品に敍してより累進弘仁元年中務卿に轉じ九月皇太子高岳親王廢さるに及び皇太弟と立ち給ふ天皇、表を累ね情を陳て之を辭し給ひしが允されず四年四月嵯峨天皇の禪を受けて大極殿に即位し給ふ、天皇は御幼少より書道に秀で給ひ殊に草書に妙を得られ而かも天資溫柔に在し友愛の御心厚く御兄弟仲特に睦じく御位に即せられ嵯峨天皇の第三皇子正良親王を皇太子と立させ給ふ、又佛儒兩道に御心を傾け給われしかば名僧智識文學者多く出づ御在位十年、天長十年二月淳和院に徙り位を皇太子に譲り承和七年(紀元一千五百年)五月八日(陽六月十五日)崩御聖壽五十五歳、十三日乙訓郡物集村に火葬し御骨を碎粉して現陵地に散し奉る、淳和天皇と追諡す。

參攷日誌 昭和 年 月 日

附近探勝記

皇紀...
 ...
 ...
 ...

神代卷

十三年、十三日、...
 ...
 ...
 ...
 ...
 ...
 ...
 ...
 ...
 ...
 ...
 ...

皇味天皇大瓊酒造土劍
 ...
 ...
 ...
 ...
 ...
 ...
 ...

神代卷



大原野西簡上陵



仁明天皇よかくさのみみ深草陵

(京都市伏見區深草東伊達町)

陵は現兆城周回百三十六間六分南面の方形にして周圍に空陸を繞らし外堤を築き陵背に路を隔て、丘を負ひ三方田園に浴ふ陵上には松樹蒼生す

御名 まさなが 正良 嵯峨天皇の第三皇子、御母は皇太后嘉智子、弘仁元年御降誕、十四年四月皇太子と立ち給ひ天長十年二月淳和院に受禪し三月大極殿に即位し給ふ、承和三年初めて檢非違使廳を置き六年には彈正臺が逮捕の任に堪へぬとの事より其任をも使廳に委ね給ふ、九年七月春宮帶刀はたきより伴建岑、たじまのこんのから但馬權守橋逸勢等皇太子恒良親王を奉じて東國に走り亂を謀るとの風聞ありしかば詔して伴建岑、橋逸勢等たもはなのはやなりを捕へ配流し皇太子を廢せられ給ふ、これ恒良親王は藤原氏の出にあらず且つは藤原氏全盛期なれば良房等の喜はざる結果なり、天皇深く學問を好み亦御孝心特に篤く就中太皇太后にはよく仕へ奉り御機嫌伺ひには必ず御徒歩にあらせられたれば侍臣達には感涙に咽ばざるはなかりきと、御在位十七年嘉祥三年(紀元一千五百十年)三月二十一日(陽五月十日)清涼殿に崩し給ふ御壽四十一歳同月二十五日現陵に奉葬仁明天皇と追設す。

參陵日誌 昭和 年 月 日

附近探勝記

文德天皇 田邑陵

(京都市右京區太秦三尾町)

陵は(式部東西四丁南北四丁)現兆域周回二百四十五間南面に築きたる圓墳にして周回六十間余高さ二十尺余陵上には松樹森々とす、地は古の眞原岡にして陵は其頂に位し半圓隆狀の池之を擁す蓋し周濠の遺、今南に陵道を設けて兩斷したれば東側は水涸れ西側のみ水を湛ふ

御名 道康^{みちやす} 仁明天皇第一皇子、御母は皇太后順子天長四年八月御降誕、承和九年八月四日皇太子と立たせ給ひ嘉祥三年三月受禪四月大極殿に即位し給ふ御在位八年改元三度、當時藤原氏の一門に博學の士多く諸門に擢でん隆盛を極む之一に天皇も又藤原氏出の御母を持たれ、女御明子は良房の女なれば良房勢力を得終に太政大臣となる、人臣にして太政大臣は之を始とす、天資明察にわたらせ給ひ能く人の姦を知り専ら昇平の化を思はせ給ひしが聖體御多病にあらせられしかば萬機を廢される事頻々政多く太政大臣藤原良房の手より出でたり天安二年(紀元一千五百十八年)八月二十三日(陽十月十一日)夜俄に不豫二十七日御年三十二歳にして冷泉院の新成殿に崩し給ひ、九月六日眞原岡に奉葬し文德天皇と追設す。

參攷日誌 昭和 年 月 日

附近探勝記

聖德太子
天智天皇
天寶天皇

日齊皇太子(皇孫)文德天皇(孫)在位下

其後、天智二十日、日嗣乎二十二日、丁亥、庚辰の満朔、御了備て、其日六
 土日出ず、壬寅二年(敏達二年)五月十八日(八月二十三日(即ち十日十一日))
 を以て、その日を以て、皇太子御了備と云ふ事、大抵大抵御了備の手
 御了備に、その日を以て、人の御了備に、其年の御了備に、は、御了備
 自、御了備に、大抵大抵と云ふ事、大抵に、是れ大抵を以て、其後
 皇太子、天智天皇と云ふ事、大抵に、其年の御了備に、大抵大抵と云ふ事、
 大抵に、天智天皇と云ふ事、大抵に、其年の御了備に、大抵大抵と云ふ事、
 大抵に、天智天皇と云ふ事、大抵に、其年の御了備に、大抵大抵と云ふ事、

文藝天皇(田島御)

天智天皇(皇孫)文德天皇(孫)在位下

其後、天智二十日、日嗣乎二十二日、丁亥、庚辰の満朔、御了備て、其日六

土日出ず、壬寅二年(敏達二年)五月十八日(八月二十三日(即ち十日十一日))
 を以て、その日を以て、皇太子御了備と云ふ事、大抵大抵御了備の手
 御了備に、その日を以て、人の御了備に、其年の御了備に、は、御了備
 自、御了備に、大抵大抵と云ふ事、大抵に、是れ大抵を以て、其後
 皇太子、天智天皇と云ふ事、大抵に、其年の御了備に、大抵大抵と云ふ事、
 大抵に、天智天皇と云ふ事、大抵に、其年の御了備に、大抵大抵と云ふ事、

文 藝 天 皇



田 島 御



清和天皇 水尾山陵

(京都市右京區嵯峨水尾清和)

陵は地區方形にして丘體を作らず四周に透塀を繞し西方に門を構へ前峻岑に面し東背丈余の石嶺の崖をなす、文久三年修治の當時大小數石陵上にあり中に梵字を刻せるあり中には卒都婆の破片の如きもあり修補を重ねるに土を覆ふ、現兆域周回百十一間八分、標高一千尺余の嶮隘山腹に位し陵上杉檜の老樹茂翳し古より所在を明傳す

御名 惟仁（このみ） 文德天皇第四皇子 御母皇太后明子、嘉祥三年三月二十五日外祖右大臣藤原良房の東一條第に御降誕、十一月二十五日皇太子と立たせ給ふ天安二年八月踐祚十一月大極殿に即位し給へり、時に御壽九歳外祖父良房攝政となり政を攝す、人臣にして攝政の始めなり併して後世に惡例を残し政權亦藤原氏一族に歸す此御宇、八幡大神を山城の男山に遷し石清水八幡宮と崇敬せらる、亦陵墓の制を整へられ或は宣明曆を頒布し、新錢を鑄せらる等御事蹟多し、天皇は殊に風儀麗しく端嚴なる事神の如く性寛仁明恕溫和寡言に在まし書傳を讀み深く佛教に歸依し給ふ、御在位十八年貞觀十八年十一月染殿院に行幸遊され位を皇太子（陽成天皇）に譲り元慶元年三月清和院に御し三年五月攝政基經の山莊栗田院に徙り落飾素眞と號し諸方を巡歴遊さる、四年十一月圓覺寺に還御十二月四日（紀元一千五百四十一（陽曆）年一月十一日）同寺に崩御遺詔に依り栗田山に火葬し御骨を現陵に奉葬清和天皇と追諡す。

參攷日誌

昭和

年

月

日

附近探勝記

陽成天皇神樂岡東陵

(京都市左京區淨土寺眞如町)

陵は現兆城周回八十五間六分、地を割すること方形にして東西に稍々長く陵其中央北に位す、南面の圓形墳にして封土の高さ十尺余周圍に空堀土手かなめの生垣を繞し陵上には老松櫻樹叢生す

御名 貞明 清和天皇第一皇子、御母皇太后高子、貞觀十年十二月十六日染殿院に御降誕遊され、十一年二月一日立太子、十八年十一月受禪、元慶元年正月豐樂殿に即位遊され給ふ、時に御年十歳御幼少に互らせ給へば藤原基經攝政して専ら政務を行ふ、即ち天皇御母皇太后高子は基經の令妹に當らせ給ふ爲なり、又天皇御平素御病身にあらせ給へば政攝之を憂ひ、御在位僅かに八年にして元慶八年二月位を光孝天皇に譲り給ふ「つくはねの峰よりおつるみな川の戀ぞつもりて淵となりぬる」の御製によりても天資の程拜察せらるべし、天曆三年(紀元一千六百九年)九月二十日落飾二十九日(陽十月二十八日)御壽八十二歳にて崩御、十月三日夜現陵に奉葬、陽成天皇と追號し奉る。

參院日誌 昭和 年 月 日

附近探勝記

第五十八代

光孝天皇 後田邑陵

(京都市右京區宇多野馬場町)

陵は現兆域周回百六十四間三分南面の圓墳にして高さ八尺周圍四十尺余土手かなめ生垣を繞し、陵上には古松一株茂生す舊と天王塚と稱せしものは是なり又陵の乾隅に老杉を生せじ一冢あり古へより愛宕田七本杉と稱せしもの御名 時康 仁明天皇第三皇子、御母は贈皇太后澤子、文德天皇の異母皇弟たり、天長七年御降誕、承和の始め親王となり十三年正月四品に敍し累進して一品式部卿となり常陸太守を兼ね給ふ、元慶八年二月陽成院天皇位を遜れ給ふに及び太政大臣藤原基經親王公卿と策を定め神器を奉じて天皇に勸進す天皇辭讓し給ひしが遂に東二條宮に迎へ奉る、天皇東宮に入り尋で大極殿に即位し給ふ時に御年五十五歳、天資謙忝寛仁にまし、一には基經の奉戴したるあれば即位の始め「百官の事を奏する先ず太政大臣基經に資稟し後奏聞せよ」と後の關白の例こゝに胚胎す、翌年仁和と改元參議以下に貂裘を禁じ唐物を買ふ事を禁せられる等御治蹟多けれど御在位僅に三年にして仁和三年(紀元一千五百四十七年)八月二十六日(陽九月二十一日)聖體不豫、皇子定省親王を皇太子となし仁壽殿に崩し給ふ、御壽五十八歳、九月二日現陵に奉葬光孝天皇と追諡す。

參攷日誌

昭和

年

月

日

附近探勝記

宇多天皇大内山陵

(京都市右京區鳴瀨宇多野谷)

陵は標高六百六十尺大内山の北峽に位し、天皇崩し給ふや現陵地に御火葬し奉り御拾骨の事なく其趾に土を覆はれたるもの、山中平坦の地に南面に營みたる方形墳なれど丘體なく陵上には一簇の老松茂生せり、四周に空堀、うばめ、かし生垣を繞し、現兆城周回八十間三分

御名 定省さだみ 光孝天皇第十六皇子、御母は皇太后班子女王、貞觀九年五月五日御降誕、元慶八年四月、姓源朝臣を賜り仁和三年八月二十二日太政大臣藤原基經等奏して天皇を皇嗣に立てん事を請ふ、光孝天皇大いに喜び急に天皇を召し給ひ右に天皇の手を左に基經の手を取りて曰く「大臣の恩深し汝忘るゝこと勿れ」と直ちに親王とたて皇太子となし給ふ、二十六日宣耀殿に踐祥し十一月大極殿に即位遊さる時に御年二十一歳、詔して萬機大小もなく太政大臣に關白して然る後奏上せしめ給ふ、これ關白の始めなり、併し天皇は夙に藤原氏の專權を憤り之を抑制せんとする御志あり、基經薨後は關白を置かず萬機御親らなし給ひ、學徳高き菅原道真を擧げ用ひ右大臣となし、基經の子時平と並び政を執らしめ給ひその私情に拘らず公儀を貫き給へる處眞に人君の龜鑑と仰ぎ奉るべし、御在位十年寛平九年七月位を皇太子に譲り昌泰二年仁和寺に落飾し四年三月室を仁和寺に營み給ふ、世に御室と稱す、承平元年(紀元一千五百九十一年)七月十九日(陽九月八日)御室に崩御御壽六十五、宇多天皇と追諡し九月六日現陵に奉葬す。

參院日誌

昭和

年

月

日

附近探勝記

陵は現兆域周回百四十五間南面圓形の平墳にして徑二十三間、遺詔にて丘體を作らず周圍に空陸を穿ち低き外堤を築きたる由、今周圍にウバメの生垣を繞し陵上に老松鬱蒼とせり

御名 敦仁あつさか 初め維城と曰す宇多天皇第一皇子、御母贈皇太后胤子、仁和七年正月十八日御降誕、寛平元年十二月親王となり五年四月皇太子と立ち給ひ九年七月讓を受けて御即位遊され給ふ時に御年十三歳、藤原時平を左大臣、菅原道真を右大臣として政をたすけしめ給ふ、天皇は特に御仁慈深く下情を察しられ寒夜に御衣を脱ぎ民の辛苦をおもひやり給ひ、廣く臣下の言を納れて政を勵まし給ひければ延喜の治と稱して頗る太平なりき、又敬神崇祖の御心厚く神代三陵以下歷代天皇の御山陵を巡檢せしめ給ひ、所在地、陵名、兆域、陵戸、守戸並に祭典の方式修覆の方法等まで規定し給ふ、延喜諸陵式之なり尙平安朝の始めより假名文字起り國語を容易にしるし得れば、國文和歌大いに起り有名の歌人續出せり、天皇勅して紀貫之に古今和歌集を撰せしめ給ふこれ勅撰和歌集の始とす、又時平の讒に依り道真筑紫に流され「去年今夜侍清涼」と吟ぜしも大宰府に薨ぜしも此御代(紀元千五百六十一年)なりき御在位三十三年、延長八年九月二十二日朱雀帝に位を譲り二十九日(紀元一千五百九十年陽十月二十八日)御壽四十六歳にて崩御、十月十月現陵に奉葬、醍醐天皇と追諡す。

參照日誌

昭和

年

月

日

附近探勝記

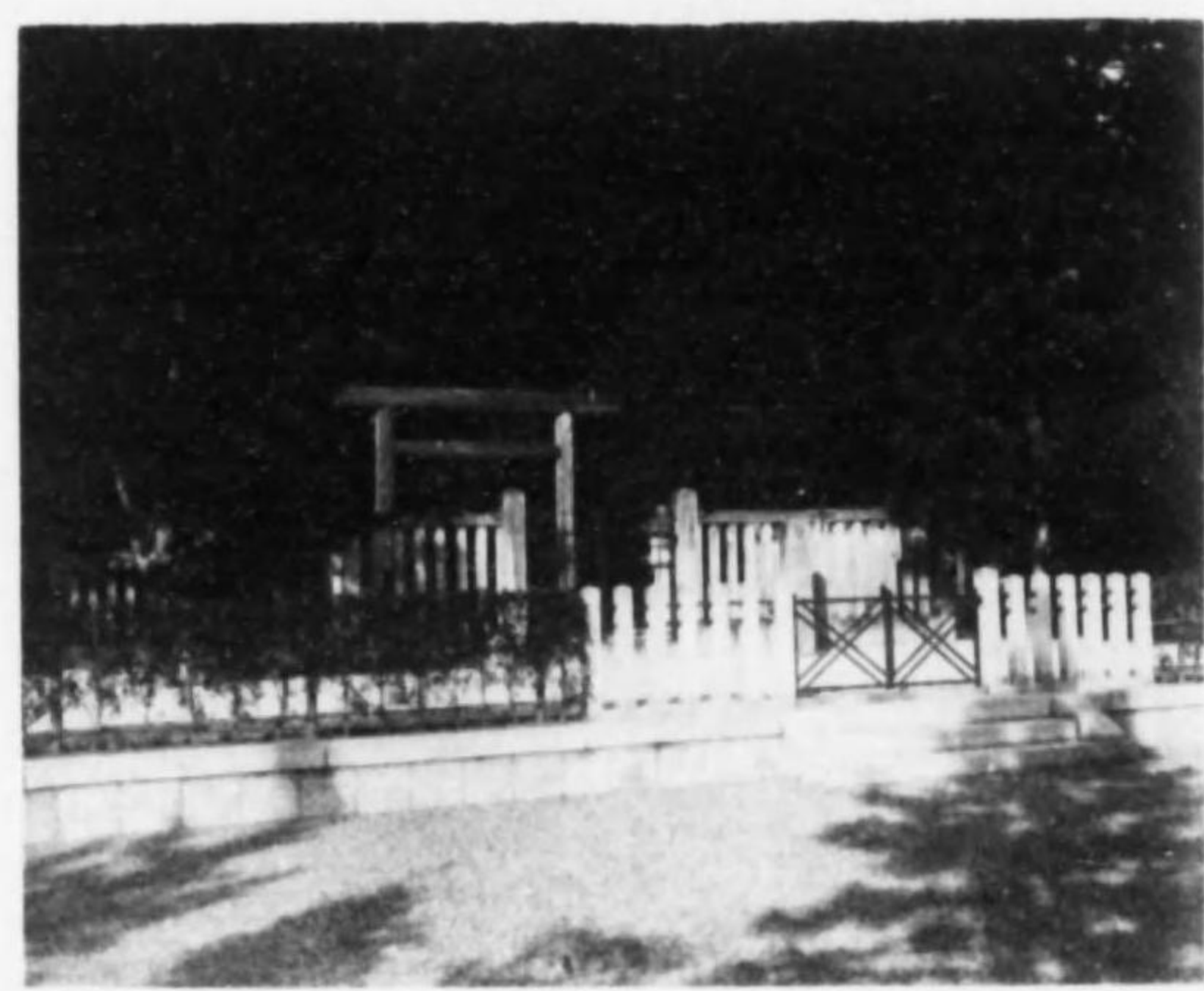
皇天廟

千正百五十年四月十八日、四月十六日、四月十七日、四月十八日、四月十九日、四月二十日、四月二十一日、四月二十二日、四月二十三日、四月二十四日、四月二十五日、四月二十六日、四月二十七日、四月二十八日、四月二十九日、四月三十日、五月一日、五月二日、五月三日、五月四日、五月五日、五月六日、五月七日、五月八日、五月九日、五月十日、五月十一日、五月十二日、五月十三日、五月十四日、五月十五日、五月十六日、五月十七日、五月十八日、五月十九日、五月二十日、五月二十一日、五月二十二日、五月二十三日、五月二十四日、五月二十五日、五月二十六日、五月二十七日、五月二十八日、五月二十九日、五月三十日、六月一日、六月二日、六月三日、六月四日、六月五日、六月六日、六月七日、六月八日、六月九日、六月十日、六月十一日、六月十二日、六月十三日、六月十四日、六月十五日、六月十六日、六月十七日、六月十八日、六月十九日、六月二十日、六月二十一日、六月二十二日、六月二十三日、六月二十四日、六月二十五日、六月二十六日、六月二十七日、六月二十八日、六月二十九日、六月三十日、七月一日、七月二日、七月三日、七月四日、七月五日、七月六日、七月七日、七月八日、七月九日、七月十日、七月十一日、七月十二日、七月十三日、七月十四日、七月十五日、七月十六日、七月十七日、七月十八日、七月十九日、七月二十日、七月二十一日、七月二十二日、七月二十三日、七月二十四日、七月二十五日、七月二十六日、七月二十七日、七月二十八日、七月二十九日、七月三十日、八月一日、八月二日、八月三日、八月四日、八月五日、八月六日、八月七日、八月八日、八月九日、八月十日、八月十一日、八月十二日、八月十三日、八月十四日、八月十五日、八月十六日、八月十七日、八月十八日、八月十九日、八月二十日、八月二十一日、八月二十二日、八月二十三日、八月二十四日、八月二十五日、八月二十六日、八月二十七日、八月二十八日、八月二十九日、八月三十日、九月一日、九月二日、九月三日、九月四日、九月五日、九月六日、九月七日、九月八日、九月九日、九月十日、九月十一日、九月十二日、九月十三日、九月十四日、九月十五日、九月十六日、九月十七日、九月十八日、九月十九日、九月二十日、九月二十一日、九月二十二日、九月二十三日、九月二十四日、九月二十五日、九月二十六日、九月二十七日、九月二十八日、九月二十九日、九月三十日、十月一日、十月二日、十月三日、十月四日、十月五日、十月六日、十月七日、十月八日、十月九日、十月十日、十月十一日、十月十二日、十月十三日、十月十四日、十月十五日、十月十六日、十月十七日、十月十八日、十月十九日、十月二十日、十月二十一日、十月二十二日、十月二十三日、十月二十四日、十月二十五日、十月二十六日、十月二十七日、十月二十八日、十月二十九日、十月三十日、十一月一日、十一月二日、十一月三日、十一月四日、十一月五日、十一月六日、十一月七日、十一月八日、十一月九日、十一月十日、十一月十一日、十一月十二日、十一月十三日、十一月十四日、十一月十五日、十一月十六日、十一月十七日、十一月十八日、十一月十九日、十一月二十日、十一月二十一日、十一月二十二日、十一月二十三日、十一月二十四日、十一月二十五日、十一月二十六日、十一月二十七日、十一月二十八日、十一月二十九日、十一月三十日、十二月一日、十二月二日、十二月三日、十二月四日、十二月五日、十二月六日、十二月七日、十二月八日、十二月九日、十二月十日、十二月十一日、十二月十二日、十二月十三日、十二月十四日、十二月十五日、十二月十六日、十二月十七日、十二月十八日、十二月十九日、十二月二十日、十二月二十一日、十二月二十二日、十二月二十三日、十二月二十四日、十二月二十五日、十二月二十六日、十二月二十七日、十二月二十八日、十二月二十九日、十二月三十日。

皇天廟

皇天廟

皇天廟



皇天廟



朱雀天皇 醍醐陵

(京都市伏見區醍醐御陵東裏町)

陵は現兆域周回七十四間六分南面の方形にして丘體を作らず、周圍に石柵、土手、空堀を繞し竹林の間に位し陵上には檜、杉の老樹交生す

御名 寬明ゆたか 醍醐天皇第十三皇子、御母中宮穩子、延長元年七月二十四日御降誕、十一月親王となり三年十月皇太子と立たせ給ひ、八年九月踐祚十一月御即位なし給ふ時に御年八歳、天資英明にましまし給へるが打續ける太平の爲、朝廷の臣卿文弱に流れ政綱弛み中央と地方の連絡を欠き加へて風水災旱しばしば起り盜賊横行す、又地方の豪族興起の氣勢を示し遂に平將門、國香を殺して叛し又藤原純友、西海山陽の海賊を率ひて叛す承平天慶の亂之なり天皇勅して直ちに兵を遣して平定せしめられ給ひしが世態一變の兆漸く萌芽す、天慶九年四月位を皇太弟村上天皇に譲り給ふ御在位十六年、それより朱雀院に御し嵯峨、醍醐、大井河、宇治、東山等にしばく幸し或は芹川、野栗、隈野等に遊獵を試みさせ給ふ、天曆二年八月二城院に徙り三年十一月再び朱雀院に移り六年三月落飾して佛陀壽と號せられ、四月仁和寺の本院に遷御遊され八月十五日(紀元千六百十二年陽九月十一日)御壽三十歳にて崩し給ひ二十日來定寺北野に火化し、二十一日現陵に奉葬、朱雀天皇と追設す。

皇陵日誌 昭和 年 月 日

附近探勝記

第六十二代

村上天皇村上天陵

(京都市右京區鳴瀧字多野町)

陵は平地を抜くこと三百三十尺、妙光寺後山中腹に位し南面の圓墳にして松樹蒼生せり、現兆域周回八十二間六分繞すに木柵を以てせり、

御名 成明なりあき 醍醐天皇第十五皇子 御母中宮穩子、朱雀天皇同母皇弟たり、延長四年六月二日桂芳坊に御降誕、十一月親王となり天慶三年二月三品に敍し六年十二月大宰帥に任し、七年四月皇太弟と立たせ給ひ、九年四月朱雀天皇の譲りを受けて大極殿に即位し給ふ時に御年二十一歳、天皇資性明敏にましく文學を好み和歌をよくし最も琵琶に御堪能の由、即位の後は専ら政治に御心を委ね給ひ承平天慶の亂の後なれば賑恤を急務とし大いに前代の政を改め華美を廢し、藏人中原助信の紅衣を裂かしめ給ふ、よつて侍臣達は初政の嚴なるを恐れしと、然れども寛恕溫裕に互らせられ紫宸殿の老吏に當世と延喜の政の何れが優るかと御下問ありと、政に御留意の程拜察するだに畏し、されば世は泰平を喜べり之れ天曆の治と云ひ延喜の治と並ひ稱さる、されど藤原氏專權の弊害は依然として改まらず、官紀みだれ地方の武士はいよく勢を増し朝威自然と衰へるに至れり、御在位二十一年、康保四年(紀元一千六百二十七年)五月十四日不豫二十五日(陽七月十日)清涼殿に崩給ふ、聖壽四十二歳、是日落飾法名を貞覺と奉り、村上天皇と追諡す、六月四日現陵に奉葬、九日左右衛門府に令して陵に樹を植えしめらる。

參院日誌

昭和

年

月

日

附近探勝記

冷泉天皇櫻本陵

(京都市左京區鹿ヶ谷法然院町)

陵は西面に築かれたる小圓墳にして、周圍に土手及かなめ生垣を繞し老松森々とす、現兆域二百十六間六分、古へ里俗北塚と稱へしもの又御火葬塚は陵の西南約一丁余の寺の前町にあり

御名 憲平 村上天皇の第二皇子 御母は中宮安子、天曆四年五月二十四日丹波守藤原遠規の宅に御降誕、七月親王となり二十三日立太子、康保四年襲芳舎に御踐祚十月紫宸殿に即位遊され給ふ時に御年十八歳、即位の禮は今迄大極殿に於て行われ給ふ例なりしが此時に於て紫宸殿に行わること初まれり、安和二年橘繁延等不軌を企てたる爲土佐に流され源高明(醍醐天皇皇子)又連座の故を以て大宰權帥に左還され給ふ、世に安和の變と稱す、又天皇東宮に在す頃より御多病に互らせ給へば太政大臣藤原實賴をして政を攝せしめらる、御在位二年安和二年八月位を皇太弟守平親王に譲り弘徽殿に徙り尋で冷泉院に徙り、天曆元年四月朱雀院に寛弘五年十二月冷泉院の南殿に還御、八年(紀元一千六百七十一年)十月二十四日(陽十一月二十七日)崩御遊さる時に御壽六十二、冷泉天皇と追諡し十一月十六日夜櫻本寺の北野に火葬し、傍、即ち現陵に御骨を藏め奉る。

參拜日誌 昭和 年 月 日

附近探勝記

皇朝日誌 甲午 辛巳 日

對、明、泉刻の時骨を鑑み奉る。

和の時骨六十二、泉皇天皇と鑑鑑し十一月十六日齊皇本帝の北視に大勝し、
 辛（陽元）年六百三十一（辛）十月二十四日（陽十一）日二十三日（本皇本帝）權勝遊を
 泉刻に對し、天祖元辛四月其來遊刻に實是正辛十二月其泉刻の南望に遊時、八
 る、時并對二辛安時二辛八月其對泉皇本帝中辛王に歸し是遊刻に對し移守宮
 二并す附ると時を際二其の多備へ到大皇大祖神皇神皇に下り知を繼せしむる
 形皇の姑を以て大辛神神に式鑑を其備ふ、昔に安時ゆ變と稱す、又天皇東宮
 也、安時二辛神皇神皇不勝守命了りる是上對に對し其時高御（高御天皇の御）又
 大勝刻に就了り其備え同はりしは此種に於て其時高御に對し其こと時を其
 其會に時刻神十其樂宮刻に時刻神十其備え其時神十八靈、時刻の神は全道
 其刻守神神神皇の字に神刻神、其其神王と云ふ二十三日立太子、其刻神神
 神皇 志平 其上天皇の都二皇を 時刻神中宮安時、天祖四辛其日二十四日
 の西南神一丁余の寺の前刻にあり

奈皇天皇對本刻

（皇朝日誌卷之二十一）

冷泉天皇



本刻



圓融天皇後村上陵

(京都市右京區鳴瀧字多野町)

陵は村上陵と相距ること南三丁に在り、東面の圓墳にして陵上には松樹鬱蒼とす、繞らすにうばめかなめの生垣を以てし現兆域周回六十六間、現陵は明治廿二年御修治せられたるものなり

御名 守平 村上天皇第五皇子、御母は中宮安子、冷泉天皇同母皇弟たり天徳三年三月二日御降誕、十月親王となり康保四年九月皇太弟と立たせ給ひ安和二年八月冷泉天皇の譲りを受けて九月大極殿に即位し給ふ時に御年十一歳未だ御幼少にましませば太政大臣藤原實賴をして政を攝せられ給ふ、然るに實賴間もなく薨じたれば朝臣の間に權勢の爭奪行わる、藤原氏一門殊に甚しく伊尹これまたの薨後兼通兼家兄弟相争ひ醜態の極を曝露せり、然して兼通その志を得て天延二年太政大臣となり天下の政を關白し、國政を上聞に達すること稀にして婦人佞人を近侍せしめる等横暴の振舞日に日に募る、されば天皇在位御十五年にして永觀二年八月位を皇太子師貞親王ちかみだ「花山天皇」に譲り、紫野又は大井川に幸し詩歌風流に送星遊され給ひしことあれど寛和元年八月御疾に依りて落飾遊され金剛法と號し九月圓融院(今ノ龜安寺)に徙り正曆二年(紀元千六百五十一年)二月十二日(陽三月六日)同院に崩御時に御年三十三歳十九日寺の北原に火葬し式部權大輔正御骨を奉して現陵に藏め奉りたり。

參院日誌

昭和

年

月

日

附近探勝記

第六十五代

花山天皇紙屋上陵

(京都市上京区衣笠北道町)

陵は現兆城周回七十六間南面に築かれたる橢圓形の御塚にして東西凡そ四五間南北五尺、元陵上には菩提樹の老木あり松杉枝を交へ叢生す、墳基を回すに空隍を以てし周圍に土手及杉の生垣を繞す

御名 師貞しよさだ 冷泉天皇第一皇子、御母は贈皇太后懷子やすこ、安和元年十月二十六日藤原伊尹の一條第に御降誕、十二月親王となり二年八月皇太子と立ち給ひ永觀二年八月圓融帝の譲りを受け十月大極殿に即位し給ふ時に御年十七歳、天資英明に互らせ給ひ藤原氏の勢ひ皇室を凌ぎ横暴にして朝政の類るを歎かせ給ひ忠臣良懷よしやを用ひ朝紀の振肅を計らせ給ふ、されば一時大いに改まりたれど藤原兼家等天皇の未だ御若年なるを利し欺き奉り御出家を勧め、御在位僅かに二年にして己が女の御所生一條天皇に位を譲らしめ給ふ、天皇花山の元慶寺に入りて僧となり入覺と號し給ふ時に聖壽十九歳、それより名山古刹を遍曆し熊野に幸さるゝにも御徒步にて審さに難苦をなめ給ふと、今に西國靈場として世人の崇拜する處も實に天皇の御創めと承る、又和歌を好み給ひ拾遺集は御親選なり、寛弘五年(紀元一千六百六十八年)二月八日(陽三月二十三日)夜亥刻花山院に崩御聖壽四十一歳、花山天皇と追諡し十七日夜現陵に奉葬遺詔に依りて諸事凡人の儀の如しと云ふ。

參陵日誌

昭和

年

月

日

附近探勝記

第六十六代

一條天皇みちのくにのまこと圓融寺北陵

第七十三代

堀河天皇のちのみちのくにのまこと後圓教寺陵

(京都市右京區龍安寺朱山)

陵は、二陵一兆にして東西相並び現兆城周回百十三間五分、二陵共圓墳にして南に面し周圍に土壘を繞し南面中央に御拜所一箇所あり、陵上には松樹森々とせり

一條天皇 御名 懷仁かほひと 圓融天皇第一皇子、御母皇太后詮子のりこ(東三條院)天元三年六月一日御降誕、永觀二年八月二十七日立太子、寛和二年六月受禪の禮を行ひ七月大極殿に即位遊さる、時に御壽七歳、藤原兼家を攝政となし給ふ、又御仁慈の御心深く庶民を憫ませ給へり、御在位二十五年、寛弘八年六月十三日位を皇太子に譲り二十二日(紀元一千六百七十一年閏七月三十一日)一條院中殿に崩御、聖壽三十二歳、一條天皇と追號し奉り七月八日北山長坂野に火葬し、九日拾骨圓城寺に奉安、九年の後現陵に奉葬す。

堀河天皇 御名 善仁たかひと 白河天皇第三皇子、御母中宮賢子たかこ、承暦三年七月九日御降誕、應徳三年十一月二十六日立太子、即日受禪、十二月大極殿に御即位遊さる、時に御壽八歳、御在位二十一年、改元三度、天皇御在位中は白河法皇の院政中なれど御心を政事に留め給ひ、奏案は必ず復視あらせらる、寛治五年清原武衡叛し源義家をして平定せしむ、後三年の役これなり、嘉承二年七月十九日(紀元千七百六十七年閏八月十六日)堀河院の中殿に崩御、時に御壽二十九、二十四日堀河院と追號し奉る、香隆寺坤方の野に火葬し、三年の後御骨を現陵に奉葬す。

参観日誌 昭和 年 月 日

附近探勝記

第六十七代

三條天皇 北山陵

(京都市上京區衣笠殿町)

陵は現兆域周回九十五間六分南に面したる圓墳にして左大文字山の東麓に位し、三方田圃に圍まれ西方小徑に面す、陵上には老松森々と枝を交へたり

御名 居貞 冷泉天皇第二皇子、御母贈皇太后超子、花山天皇の異母皇弟たり、貞元元年正月三日外祖太政大臣藤原兼家の東三條第に御降誕、天元元年十一月親王となり、寛和二年七月皇太子とたち給ひ、寛弘八年六月一條天皇の禪を受け十月大極殿に即位し給ふ、時に御年三十六歳、一條天皇の第二皇子敦成親王を立て、皇太子となし翌春長和と改元し元年四月女御藤原成子皇后とたて給ふ、天皇又藤原氏の出なれど即位の時藤原道長左大臣として權勢並ぶ者なく専横甚しかりしを深く惡み叡慮を腦ませ給ふの余り、御眼疾を患ひ遂に盲目となり給ふ爲に朝會の臨御も減じたれば道長諷刺して位を譲らしめ給ふ、其夜たま／＼明月なりしかば、天皇「心にもあらで浮世にながらへば戀しかるべき夜半の月か那」と悲しき御述懐あらせ給ふ御痛わしき限り、時は長和五年正月二十九日御在位五年、寛弘元年四月二十九日不豫に依り落飾金剛淨と號し五月九日(紀元千六百七十七年陽六月十一日)三條院に崩じ給ふ、時に聖壽四十二歳、三條天皇と追號し十二日夜船岡の西邊岩蔭に火葬し、現陵に奉葬す。

參陵日誌

昭和

年

月

日

附近探勝記

後一條天皇 菩提樹院陵

(京都市左京區吉田神樂岡町)

陵は東に面したる圓墳なり、地は神樂岡の東麓に位し山に倚りて營まれ、封土の高さ十尺余、回六十余間周隍の痕を存すと云ふ、其南に御冷泉天皇中宮皇子内親王の御陵あり共に圓墳にして一兆たり、二陵を通して周回百四十八間五分、陵上には老松鬱蒼として尊嚴を加ふ

御名 敦成 一條天皇第二皇子、御母は中宮彰子(上東門院)寛弘五年九月十一日外祖藤原道長の上東門第に御降誕、十月親王となり、八年六月十三日立太子、長和五年正月三條天皇の禪を受けて二月大極殿に即位し給ふ、時に御年九歳、當時外祖藤原道長專權甚しく「此世をば我世とぞ思ふ望月の」と歌ひしと云ふ、然れども天皇又其間に處し庶民を勞わり給ふ、後奉葬に際し役夫相語りて「聖主二十年間我が肩を息わしめたまふ、今にして力を効さざるべけんや」と叡慮の程追想するだに畏し、然し都は藤原氏を始め貴族等榮華に耽り遊宴に日を送る間、地方争亂相つき寛仁元年(紀元千六百七十九年)朝鮮北方の刀伊兵船五十余を以て入寇、對馬、壹岐を侵し筑前に迫れりされば藤原隆家之を退けぬ、尙其後九年平忠常下總に叛せり、朝廷平直方に討たしめしも功なく、源賴信之を平ぐ之より源氏東國に勢を得たり、御在位二十年、長元九年四月十七日(紀元千六百九十六年陽五月廿一日)崩御聖壽二十九歳、後一條と追號、五月十三日現陵所に火葬し御骨を淨土寺に奉安、三年の後長久元年十一月十日現陵に藏め奉る。

參攷日誌

昭和

年

月

日

附近探勝記

第六十九代

後朱雀天皇みんせうしゅうじのみかみ圓乘寺陵

第七十代

後冷泉天皇あひけふみじのみかみ圓教寺陵

第七十一代

後三條天皇あみそうじのみかみ圓宗寺陵

(京都市右京區龍安寺朱山町)

陵は龍安寺方丈の北背數十歩の山麓に、山に倚りて營み三陵共圓墳にして封土の高さ十尺許、東より後朱雀天皇、後冷泉天皇、後三條天皇と東西相並び三陵一兆にして周回百三十五間、陵上には松杉雜樹交生す、御拜所は南に面し鳥居三基相並び、一般御拜所は前面中央にあり

後朱雀天皇 御名 敦良 一條天皇第三皇子、御母中宮彰子、後一條帝の同母皇弟、寛弘六年十一月二十五日上東門第に降誕、寛仁元年立太子、長元九年四月受禪、七月大極殿に即位し給ふ時に御年二十九歳、英明の君に在せしが、關白賴道專恣にして御志を伸ばし奉らしめず、寛徳二年正月在位九年にして讓位、同年正月十八日(紀元千七百五十四年二月十三日)崩御聖壽三十七、後朱雀天皇と追號、二月二十一日香隆寺乾の原に火葬し十年の後現陵に奉葬す。

後冷泉天皇 御名 親仁 後朱雀天皇第一皇子、御母贈皇太后嬪子、萬壽二年八月三日京極第に御降誕、長暦元年八月立太子、寛徳二年正月受禪、四月大極殿に即位し給ふ、當時關白賴道專恣にして英資未だ伸び給わざりき、都には朝臣奢侈に耽り文學工藝大いに榮たれど地方亂れ、安部頼時、陸奥に叛し、源頼義及義家をして平げしめ給ふ、前九年の役これなり、御在位二十三年治暦四年四月十九日(紀元千七百二十八閏五月二十八日)賀陽院に崩御、時に御年四十四歳、五月五日後冷泉天皇と追號し奉り、船岡の坤の原に火化し御骨を現陵地に藏め奉る。

後三條天皇 御名 尊仁 後朱雀天皇第二皇子、御母皇后禰子内親王(三條天

第七十二代

白河天皇成菩提院陵

(京都市伏見区竹川成菩提院町)

陵は現兆域周回百十二間三分、東面の方形墳にして封土の高き四尺余、四周に墮を繞す元、現陵は封土上に帝、生前に營み給える三層の塔ありしも建長元年火災したる其遺墟にして陵上には松樹叢生す

御名 貞仁 後三條天皇第一皇子、御母贈皇太后茂子、天喜元年六月十九日御降誕、治暦四年八月親王となり延久元年四月皇太子となり四年十二月禪を受けて大極殿に即位し給ふ時に御壽二十歳、天資英明果斷にましく、父帝の御遺志を紹きて皇權の發揚に勉め給ひ、政を親裁して藤原氏を抑へ給ふ御在位十三年、應徳三年(紀元千七百四十六年)十一月位を皇太子に譲り給へど尙院廳を置きて政を聽き給ふ、院政こゝに始まり政權全く院中に移り院宣は詔勅よりも重く大臣關白は殆ど空名に等し、後落髮して法皇となり融觀と號し、堀河、鳥羽、崇徳三天皇の御代四十余年院政を聽き給へば藤原氏の勢大いに衰ふ、法皇深く佛教を信し又豪奢を好み宮殿を建て寺塔を營み、また屢々高野熊野に幸し頻に法要を營み給へば財政大いに亂れ賣官の弊再び起り、僧徒亦我儘を振舞ひ僧兵は暴行を常とせりされば、法皇さへ「朕の意の如くならざるは賀茂川の水と雙六の骰子と山法師なり」と歎し給へりと云ふ、大治四年(紀元千七百八十九年)七月七日(陽七月三十一日)三條室町第に聖壽七十七にて崩御、八日白河天皇と追號し奉り、十五日衣笠山東麓に火葬し御骨を香隆寺に奉安、二年の後現陵の三層塔下に奉葬し奉る。

參院日誌

昭和

年

月

日

附近探勝記

鳥羽天皇安樂壽院陵

(京都市伏見區竹田内畑町)

陵は現兆域周回五十間地を方形に畫し繞らすに高塀を以てし、東面中央に高麗門あり、内に瓦葺寶形作りの法華堂あり、方十五尺東面す、之れ天皇勅營の三層塔、所謂本御塔の遺墟に建てたるものなり

御名 宗仁むねひと 堀河天皇第一皇子、御母贈皇太后苡子つぎこ、康保五年正月十六日左少辨藤原顯隆の五條第に生誕遊さる、八月立ちて皇太子となり、嘉承二年七月大炊殿に踐祚し十二月大極殿に即位遊され給ふ、時に御年五歳、關白右大臣忠實を攝政とされたが、皇祖父白河法皇院中に政を聽き給ふ、天永二年大江匡房薨す、才學一世に高く、後三條院の春宮侍讀たり兵法に通し源義家等師事す、天皇御在位十六年、改元五度保安四年位を皇太子顯仁親王に譲り給ふ、時に御年二十一歳、太上天皇の尊稱を受けられ大治四年七月七日、白河法皇崩御の後は法皇に倣ひ政を院中に決せられ永治元年三月薙髮空覺と號せらる、帝かつて帝範を菅原在良に受け天文に通じ、催馬樂を好み古記を涉覽し典故に通じ給ふ、又深く佛教に歸依し容義を好み種々講究衣制を改め給へり、院中にある事二十七年、又内嬖美福門院最も寵を受け、所生體仁親王なまのひとをたて重仁親王しげひとを退け雅仁親王をたて給へば、保元の亂の因を讓す、保元元年(紀元千八百十六年)七月二日(陽七月二十七日)聖壽五十四にて崩御、鳥羽院と追諡し現陵地に藏め奉る。

參院日誌 昭和 年 月 日

附近探勝記

崇徳天皇白峯陵

(香川県綾歌郡松山村大字青海)

陵は高さ約八尺の方墳にして、周圍に石柵及木柵を繞し山嶺標高九百二十尺余に位し、現兆域周回四百四十六間余

御名 顯仁（かほのひと） 鳥羽天皇第一皇子、御母は中宮璋子（待賢門院）元永二年五月二十八日御降誕、保安四年正月立太子即日受禪二月大極殿に即位遊さる、御在位十九年此間白河院、鳥羽院二上皇相繼で院中に政を聽しめし給ひ、永治元年十二月皇太弟（近衛天皇）に御位を譲り三條西洞院第に御し給へど讓位素より叡慮に非ず、鳥羽院皇后得子（美福門院）鳥羽院に説いて強ふる所久壽二年近衛天皇崩ぜられしかば天皇、皇子重仁親王を立てんとし給ひしが、皇后得子法皇に勸め雅仁親王（後白河天皇）を立て給ふ、至孝至仁の天皇叡慮平かならざりしもよく忍從遊ばされしも、保元元年七月法皇崩御遊ばされしかば、左大臣藤原頼通等と謀り兵を舉げ皇位を争わせ給しが軍利あらず、潜に仁和寺に幸し落飾し讃岐に遷され給ふ、茲に御する事八年、長寛二年八月二十六日（紀元千八百廿四年陽九月二十一日）御壽四十六歳にて崩御、九月十八日遺詔に依りて白峯寺西北の石巖に火化し奉り、御拾骨の事なく其跡に就きて陵丘を營みたるもの治承元年七月、崇徳天皇と追號し奉る。

參院日誌

昭和

年

月

日

附近探勝記

第七十六代

近衛天皇安樂壽院南陵

(京都市伏見區竹田内畑町)

陵は現兆域周回八十七間、方三間六分、高さ九十四尺瓦葺二層多寶塔にして東面す、周四十四間、繞らすに透塀を以てし、正面に高麗門あり始め此塔は鳥羽天皇が皇后美福門院の爲め崩後の陵所として勅營せられたるが、皇后崩御の時遺詔して高野山に御藏めしめしかば、散慮空しく徒爾に歸す、依て天皇の陵となす、然るに慶長元年閏七月大震に際して塔顛倒し豊臣秀頼、片桐且元に下命、十一年十一月十五日落慶したる塔、是れ即ち現陵なり

御名 體仁たみのと 鳥羽天皇第八王子、御母皇后得子(美福門院)崇徳院、後白河院。二帝の異母皇弟たり、保延五年五月十八日御降誕、七月親王となり八月皇太子と立ち給ふ、永治元年十二月鳥羽法皇の旨を以て改めて皇太弟と稱し崇徳天皇の禪を受けて大極殿に即位し給ふ時に御年三歳、關白忠道を攝政となし給ふ、天皇容姿殊に美しく和歌を好み古作者の風あらせられしと、御在位十四年中政機悉く鳥羽法皇より出で給えり、左大臣藤原頼長攝政忠道をねたみ法皇に讒す、天皇これを惡み忠道を寵し給ひしが法皇を憚り意に任せず、常に鬱々として樂みまず、積ること久しきに遂に病を得て久壽二年七月二十三日(紀元一千八百十五年陽八月二十九日)近衛殿に崩御、時に聖壽十七歳、二十七日近衛院と追號、八月一日船岡の西の原に火化し翌日御拾骨知足院に藏め奉れるを、八年の後現陵に移し奉る。

參院日誌 昭和 年 月 日

附近探勝記

後白河天皇（はうせきわうてんのみかど）法住寺陵

（京都市東山区三十三間堂廻り町）

陵は西面の法華堂にして方十尺軒の高さ十二尺瓦葺東西榮單切妻造りにして向拜あり、堂中に木彫の御宸影を奉安す、堂下地中に石廊あり是れ奉葬の處なり、御堂前面左右に透塀を建て中央に高麗門あり、現兆城周回九十間なり

御名 （まごのな） 雅仁 （まさひと） 鳥羽天皇の第四皇子、御母は中宮璋子 （なかみやあきこ）（待賢門院）崇徳天皇同母皇弟近衛天皇異母皇兄たり、大治二年九月十一日三條殿に御降誕、十一月親王となり久壽二年七月高松殿に踐祚し十月大極殿に即位遊さる、時に御壽二十九歳、崇徳上皇は初め鳥羽法皇の強ふる處に依り位を近衛院に譲りしが、同天皇崩後當然上皇の皇子重仁親王 （しげひと）の即位を期せしが、後白河天皇即位あれば、意外に思召し意安からず、時に藤原頼長兄忠道と不和なれば上皇と謀り鳥羽法皇崩後保元元年（紀元千八百十六年）兵を擧ぐ即ち保元の亂なり、天皇平清盛源義朝を召し上皇の軍を破り九月平定せらる、天皇御在位僅か三年にして皇太子守仁親王 （まもりひと）に讓位し院中に萬機を聽し召し給ふ、されど二條天皇平治元年京洛再び亂る之れ平治の亂なり（紀元千八百十九年）平清盛直ちに平げたれば之より政權平家の手に歸し、法皇皇權の恢復に勸め院中に三十年（二條、六條高倉、安徳、後鳥羽）幼帝を擁立せらること五代に及べり、建久三年（紀元千八百五十二年）三月十三日（陽五月三日）聖壽六十六歳にて六條西洞院殿に崩し、十五日現陵に奉葬、後白河天皇と追諡す。

參攷日誌

昭和

年

月

日

附近探勝記

御即位、十一年、御遷幸、御崩御、御葬、御廟號、御陵。

二十一年、御崩御、御葬、御廟號、御陵。御即位、御遷幸、御崩御、御葬、御廟號、御陵。御即位、御遷幸、御崩御、御葬、御廟號、御陵。

後白河天皇



法住寺陵



第七十八代

二條天皇香隆寺陵

(京都市上京区平野八丁御町)

陵は南面の圓墳にして陵上には五葉松一株を植え城内松樹の古木鬱蒼とせり
現兆城周回百三十一間六分附近には、後朱雀、白河、堀河三帝の御火葬塚あり
舊香隆寺の趾に現陵を營む

御名 守仁もりひと 後白河天皇第一皇子、御母贈皇太后懿子、康治二年六月十七日
三條東洞院第に御降誕、久壽二年九月二十三日親王となり即日皇太子と立
せ給ふ時に御年十二、保元三年八月十一日受禪十二月大極殿に即位遊さる、
御年十六歳、天皇幼にして恃を失ひ美福門院鞠養する所なれば、後白河上皇
院中に萬機を聽き給ふ、平治元年十二月九日藤原信賴、源義朝等叛し三條殿
を襲ひ、上皇を本御書所に天皇を黒戸御所に遷し奉る、天皇潛に宮を出で給
ひ平清盛の六波羅第に幸し上皇又仁和寺に入らせ給ふ、既にして清盛、重盛
等義朝、信賴を討ち廿八日美福門院の八條第に御し給ふ之れ即ち平治の亂なり、
(紀元一千八百十九年) 其爲め源賴朝 翌、永曆元年(紀元千八百廿年)伊豆に流さ
る、天皇御若年に互らせ給へど英明沈重にして、御治に勤め給ひしが御在位
七年にして疾を得られ、永萬元年六月位を皇太子に譲り七月二十八日(紀元千
八百二十五年陽九月十二日)二條院に二十三歳にて崩し給ふ、追號し二條院と奉稱、
八月七日香隆寺良の野に火化御骨を香隆寺本堂に奉安し後、遺宮を移し三味
堂を建て嘉禎二年其堂に遷し奉りたるが後、寺、廢れたれば其趾に現陵を營
み奉る。

參院日誌

昭和

年

月

日

附近探勝記

第七十九代

六條天皇清閑寺陵

第八十代

高倉天皇後清閑寺陵

(京都市東山區清閑寺町歌の中山)

陵は、二帝一兆通じて周二百十五間峡谷の中復に位し、各々畫す、上方六條院陵にて南面の圓墳、上に松杉の老樹並生し門下六十余の石階にて高倉院陵の東側に通じ、高倉院陵は方形の土壇にして高さ二尺方二間半上に樗の大樹あり石柵を繞し南に石門あり、陵側寶篋印塔は小督の墓と謂ふ、門下四十余の石階あり、二陵共四周土塼を繞し正面に檜皮葺平唐門を有し城内松杉楓の老樹鬱蒼として幽邃森嚴邊りを屢す

六條院 御名 順仁 二條院第二皇子、御母大藏大輔伊岐致遠の女、長寛二年十一月御降誕、永萬元年六月立太子、即日受禪、七月大極殿に即位遊さる萬機は後白河法皇院中に聽召され、仁安三年二月御在位三年、詔に依り、高倉院に位を譲り給ふ、時に五歳、安元二年七月十七日(紀元千八百三十六年陽八月三十日)崩御、聖壽十三、六條院と追諡し二十二日現陵に奉葬す。

高倉院 御名 憲仁 後白河天皇第六皇子、御母皇太后滋子、二條院の異母皇弟、應保元年九月三日御降誕、仁安元年十月立太子、三年二月受禪、三月大極殿に即位遊さる、萬機は皆後白河法皇院中に聽き給ひしが太政大臣清盛旭日の勢にて專横を極む、法皇之を厭われ成親、西光、俊寛等と鹿ヶ谷に會し平氏を除かんと謀りしが事露れ謀臣皆斬流され、法皇を幽し奉らんとす、重盛諫し一旦止りしも重盛薨し遂に法皇を鳥羽殿に幽閉し奉り、治承四年天皇を廢し安徳天皇をたて奉る、養和元年正月十四日(紀元千八百四十一年陽二月六日)池殿に二十一にて崩御、高倉院と諡し即夜現陵に奉葬す。

參攷日誌

昭和

年

月

日

附近探勝記

高倉天皇

高倉天皇

高倉天皇二十一日丁卯朔、高倉朝上皇、御喪忌朝、奉養す。

高倉朝上皇、御喪忌朝、丁卯朔、高倉朝上皇、御喪忌朝、奉養す。

高倉朝上皇、御喪忌朝、丁卯朔、高倉朝上皇、御喪忌朝、奉養す。

高倉朝上皇、御喪忌朝、丁卯朔、高倉朝上皇、御喪忌朝、奉養す。

高倉朝上皇、御喪忌朝、丁卯朔、高倉朝上皇、御喪忌朝、奉養す。

高倉朝上皇、御喪忌朝、丁卯朔、高倉朝上皇、御喪忌朝、奉養す。

高倉朝上皇、御喪忌朝、丁卯朔、高倉朝上皇、御喪忌朝、奉養す。

高倉朝上皇、御喪忌朝、丁卯朔、高倉朝上皇、御喪忌朝、奉養す。

高倉朝上皇、御喪忌朝、丁卯朔、高倉朝上皇、御喪忌朝、奉養す。

高倉朝上皇、御喪忌朝、丁卯朔、高倉朝上皇、御喪忌朝、奉養す。

高倉朝上皇、御喪忌朝、丁卯朔、高倉朝上皇、御喪忌朝、奉養す。

高倉朝上皇、御喪忌朝、丁卯朔、高倉朝上皇、御喪忌朝、奉養す。

高倉朝上皇、御喪忌朝、丁卯朔、高倉朝上皇、御喪忌朝、奉養す。

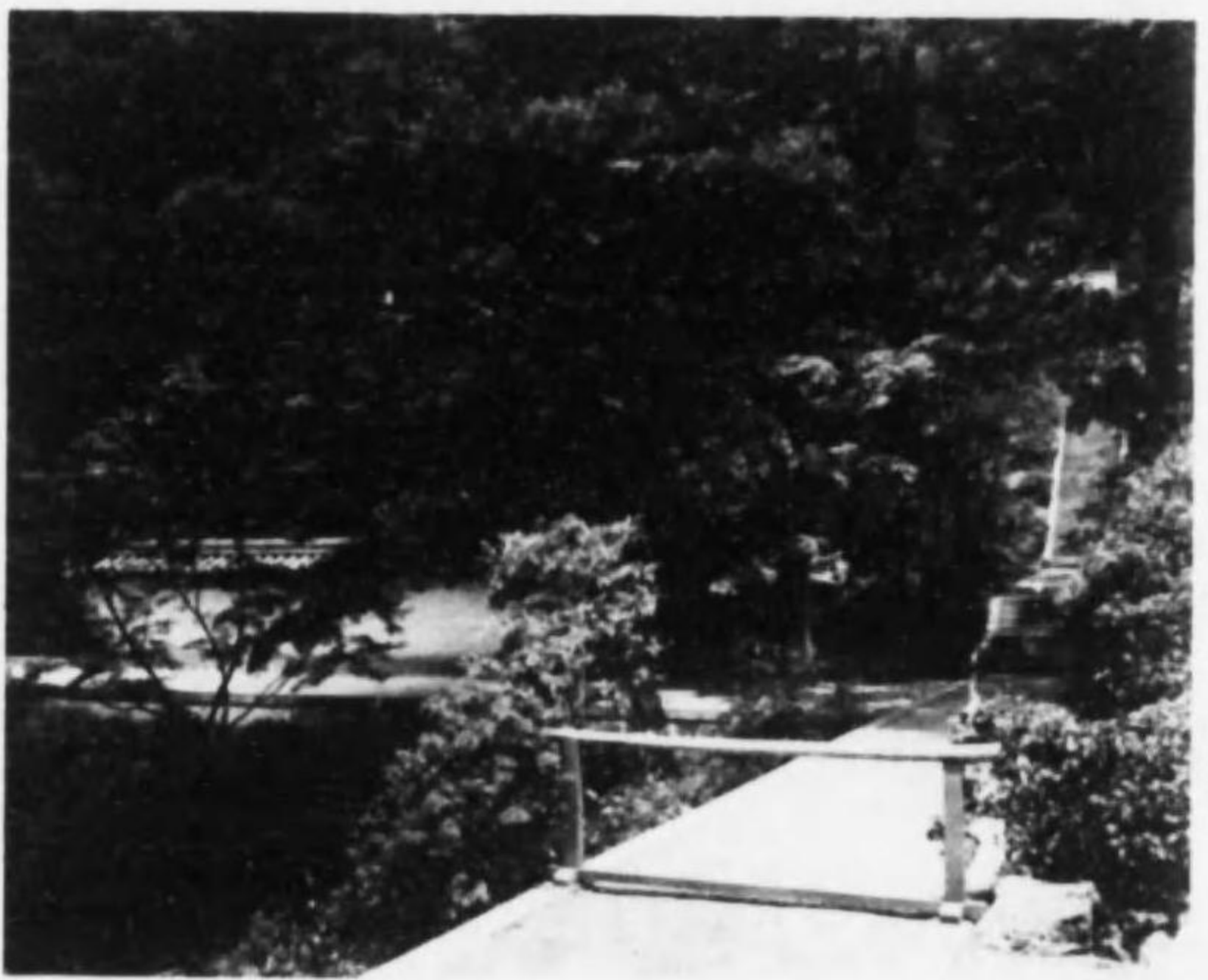
高倉朝上皇、御喪忌朝、丁卯朔、高倉朝上皇、御喪忌朝、奉養す。

高倉朝上皇、御喪忌朝、丁卯朔、高倉朝上皇、御喪忌朝、奉養す。

高倉朝上皇、御喪忌朝、丁卯朔、高倉朝上皇、御喪忌朝、奉養す。

高倉天皇御喪忌朝

(京都市東山區高倉天皇御喪忌朝中山)



高倉天皇御喪忌朝中山



第八十一代

安徳天皇阿彌陀寺陵

(山口縣下關市大字阿彌陀寺町)

陵は圓墳にして土塀を繞し南東に面す、正面に瓦葺唐門あり、現兆域周圍八十二間七分、陵上には松樹蒼生す

御名 言仁ことひと 高倉天皇第一皇子、御母中宮德子(建禮門院) 治承二年十一月十二日御降誕、十二月立太子、四年二月受禪四月紫宸殿に御即位遊さる、時に御壽三歳六月平清盛の奏請をいれられ給ひ、都を福原(神戸市)に遷させらる十一月京都に還幸あらせられしが、清盛薨し平氏の勢日に日に衰へ壽永二年七月、源義仲京都を犯すに及び内大臣平宗盛奏して筑紫に幸し、平家の軍中に御し攝津讃岐の間を轉幸遊され給ひしが、源義經範頼の軍、平氏を追ふ事急にして遂に長門壇の浦に平氏滅亡に際し、二位尼と共に海中に投し崩御遊さる、之れ壽永四年三月二十四日(紀元千八百四十五年陽五月二日)聖壽八歳、此事四月四日京都に傳はり文治三年四月二十三日、安徳天皇と追諡、建久二年閏十月二十八日長門に勅して阿彌陀寺の境内に堂を建てしめ、天皇の冥福を薦めしめ給ふ、明治八年堂を廢し東側に祠を建て赤間宮と改められ二十二年舊堂廟の古蹟に陵を營まる現陵是れなり。

陵日誌 昭和 年 月 日

附近探勝記

後鳥羽天皇

順德天皇

大原陵

(京都府愛宕郡大原村大原)

陵は二帝一兆にして、南北相並び共に西面す、中央より南、高さ十七尺、十三層石塔あり、後鳥羽帝陵にして北に地を方形に畫せる一區之れ古の法華堂の故趾にして、順德帝陵とす、二陵通じて現兆城周回百四間、杉檜雜樹蒼然として聖域を覆へり

後鳥羽天皇 御名 尊成 高倉帝第四皇子、御母准三宮藤原殖子、安德帝異母弟たり、治承四年七月十四日御降誕、壽永二年八月後白河法皇の詔を以て皇太子となり神器なくして踐祚せられ、元暦元年七月太上官廳に即位遊さる時に御年五歳、神器なくして踐祚或は即位し給ふ事、實に古今未曾有なり、文治元年神器を西海より迎へ給ふ、御在位十五年、此間後白河法皇院中にあり近衛基通攝政として政を補け、法皇の崩後は御親ら萬機を統へ給へり、然るに一方源頼朝先に伊豆に起りてより平家を討ち、文治元年守護地頭を置く事を許されしより遂に天下を平定し、鎌倉に於て建久三年(紀元千八百五十二年)征夷大將軍となり、七百年間武家政治の礎をなせり、天皇之を憎み建久九年正月位を皇太子に譲り二條殿に御し討幕の機を待ち給ふ、時變り北條義時執權となり僧侶倨傲宸意に逆ふ事多く、天皇遂に討幕の意を決し給ひしが策未だ定まらざるに露れ、幕兵急遽大兵を擁して京師を侵し王師敗れ、天皇遁れて鳥羽殿に遷り落飾受戒良然と號せらる、義時乃ち天皇を隱岐國に幽し奉る、時、承久三年七月の事なり、帝孤島に幽辱し給ふ事十八年、延應元年二月二十二日(紀元千八百九十九年陽四月四日)海部郡刈田郷の行宮に崩し給ふ、聖壽六十歳、二十五日刈田山中に火葬し北面の武士、藤原能茂御骨を奉して還り、五月十四日大原勝林院に藏め、二十九日顯徳院と追號を奉る、皇子尊快親王御

其十四日大軍討伐... 二十五日... 二十一日... 二十日... 十九日... 十八日... 十七日... 十六日... 十五日... 十四日... 十三日... 十二日... 十一日... 十日... 九日... 八日... 七日... 六日... 五日... 四日... 三日... 二日... 一日... 十二月... 十一月... 十月... 九月... 八月... 七月... 六月... 五月... 四月... 三月... 二月... 一月... 大正... 昭和... 明治... 大正... 昭和... 明治... 大正... 昭和... 明治...

醍醐天皇

御名 守成 後鳥羽天皇第三皇子、御母は准三宮藤原重子、土御門帝の異母弟たり、建久八年九月十日御降誕、正治元年十二月親王となり、二年四月立太弟、承元四年十一月受禪、十二月太政官廳に即位し給ふ、聖壽十四歳、天資英邁にましく、御父上皇皇權の恢復を謀りおはすに賛せられしが、建久八年實朝殺され當然政の都に復するを思召されしに、北條氏頼經を迎へ將軍とし己れ執權となり益々專權を振ふ、されば承久三年四月御在位十一年にて位を皇太子に譲り、五月上皇の院宣を以て諸國に檄し、憤然討幕の軍を起させ給ふ、事未だ成ざるに王師破れ義時の爲め佐渡に幽せられ給ふ、時に承久三年七月狐島に御する事二十一年、仁治三年九月十二日(紀元千九百二年陽十月十四日)眞野山の行宮に崩し給ふ、聖壽四十六、翌十三日眞野山中に火葬し奉り、待臣康光、玉骨を奉し寛元元年四月大原に遷り、五月十三日現陵所に藏め奉り、崩後七年建長元年七月二十日順徳天皇と諡し奉る。

順徳天皇

御名 守成 後鳥羽天皇第三皇子、御母は准三宮藤原重子、土御門帝の異母弟たり、建久八年九月十日御降誕、正治元年十二月親王となり、二年四月立太弟、承元四年十一月受禪、十二月太政官廳に即位し給ふ、聖壽十四歳、天資英邁にましく、御父上皇皇權の恢復を謀りおはすに賛せられしが、建久八年實朝殺され當然政の都に復するを思召されしに、北條氏頼經を迎へ將軍とし己れ執權となり益々專權を振ふ、されば承久三年四月御在位十一年にて位を皇太子に譲り、五月上皇の院宣を以て諸國に檄し、憤然討幕の軍を起させ給ふ、事未だ成ざるに王師破れ義時の爲め佐渡に幽せられ給ふ、時に承久三年七月狐島に御する事二十一年、仁治三年九月十二日(紀元千九百二年陽十月十四日)眞野山の行宮に崩し給ふ、聖壽四十六、翌十三日眞野山中に火葬し奉り、待臣康光、玉骨を奉し寛元元年四月大原に遷り、五月十三日現陵所に藏め奉り、崩後七年建長元年七月二十日順徳天皇と諡し奉る。

御名 守成 後鳥羽天皇第三皇子、御母は准三宮藤原重子、土御門帝の異母弟たり、建久八年九月十日御降誕、正治元年十二月親王となり、二年四月立太弟、承元四年十一月受禪、十二月太政官廳に即位し給ふ、聖壽十四歳、天資英邁にましく、御父上皇皇權の恢復を謀りおはすに賛せられしが、建久八年實朝殺され當然政の都に復するを思召されしに、北條氏頼經を迎へ將軍とし己れ執權となり益々專權を振ふ、されば承久三年四月御在位十一年にて位を皇太子に譲り、五月上皇の院宣を以て諸國に檄し、憤然討幕の軍を起させ給ふ、事未だ成ざるに王師破れ義時の爲め佐渡に幽せられ給ふ、時に承久三年七月狐島に御する事二十一年、仁治三年九月十二日(紀元千九百二年陽十月十四日)眞野山の行宮に崩し給ふ、聖壽四十六、翌十三日眞野山中に火葬し奉り、待臣康光、玉骨を奉し寛元元年四月大原に遷り、五月十三日現陵所に藏め奉り、崩後七年建長元年七月二十日順徳天皇と諡し奉る。

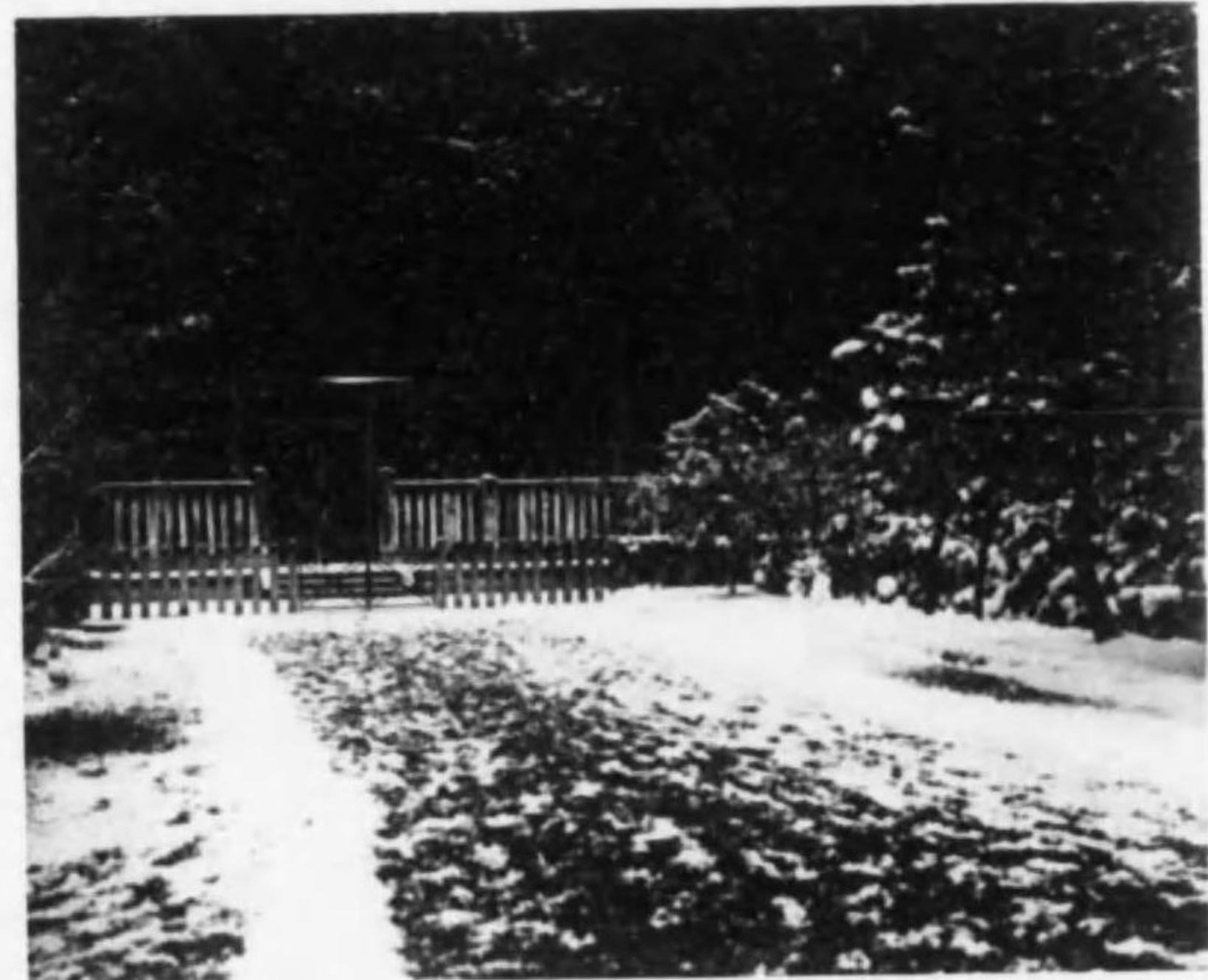
參照日誌 昭和 年 月 日

附近探勝記

天武天皇二十二年正月二十日御遷天皇と鑑す奉る。

御遷す奉り、特引東次、北骨等奉り實元元平四日大別し鑑り、正月十三日廣野
御遷す奉り、實元元平四日大別し鑑り、正月十三日廣野
御遷す奉り、實元元平四日大別し鑑り、正月十三日廣野
御遷す奉り、實元元平四日大別し鑑り、正月十三日廣野
御遷す奉り、實元元平四日大別し鑑り、正月十三日廣野
御遷す奉り、實元元平四日大別し鑑り、正月十三日廣野
御遷す奉り、實元元平四日大別し鑑り、正月十三日廣野
御遷す奉り、實元元平四日大別し鑑り、正月十三日廣野
御遷す奉り、實元元平四日大別し鑑り、正月十三日廣野
御遷す奉り、實元元平四日大別し鑑り、正月十三日廣野

皇紀



皇紀



第八十三代

土御門天皇かみかみ金原陵きんげん

(京都府乙訓郡海印寺村大字金原)

陵は山下丘阜に位し南に面す、封土の高さ凡そ五尺八角形をなせり所謂金原御堂の故趾にして陵上に松樹簇生繁茂す、周圍に空堀土手及かなめ、うばめの生垣を繞し現兆城周回百五十間余

御名 爲仁たのひと 後鳥羽天皇第一皇子、御母は准三宮源在子、建久六年十二月二日御降誕九年正月皇太子と立たせ給ふ、即日受禪三月太政官廳に即位し給ふ時に御壽四歳、天皇未だ幼少におはせば御父上皇院中に萬機を聽き給ふ天資仁慈溫雅に互らせ給ひ克く忍從遊され、上皇北條氏を討たんと謀り給ふや時未だ至らずと御諫止申上給ふ、されば上皇意平らかならず意氣に燃ゆる皇太子に位を譲らしめ給ふ、御在位十三年之れ承元四年十月なり、天皇元より憚り給わざれども機微にだも洩し給わず唯富小路殿に閑居し和歌を詠し親ら慰めらる、承久の變に王師破るるに及び義時、後鳥羽上皇、順徳上皇を絶海の孤島に幽し奉る、而して天皇初めより事に與り給わずとして京都に留め給ふ然るに天皇は獨り京地に留るに忍びずと其旨を北條氏に諭す義時遂に土佐に遷し奉り一年の後阿波に涉し奉る、配所に御する事前後十年寛喜三年十月六日不漸落飾し行源と號し十一日(紀元千八百九十一年陽十一月十三日)御年三十七歳を以て行宮に崩ぜらる此地に火葬し玉骨を京都に送り、現陵地に藏め奉り土御門天皇と追諡す

參照日誌

昭和

年

月

日

附近探勝記

第八十五代

仲恭天皇九條陵

(京都市伏見區深草本寺山町)

陵は、崇徳天皇中宮聖子月輪南陵の東約半町の丘上に位し西面の圓墳にして現兆域周回百四十五間七分陵上には松樹蒼生す

御名 懷成かほなり 順徳天皇の第三皇子、御母は中宮立子、建保六年十月十日御降誕十一月親王となり即月皇太子とたち給ひ、承久三年四月聖壽四歳にして閑院に受禪、未だ即位の大禮行せられざる七月即ち御父順徳天皇、御鳥羽上皇と討幕の兵を擧げらるゝに當り便宜位を天皇に譲り擧兵ありしか軍利あらず上皇皆狐島に幽され給ふ、天皇閑院に神器を残して九條殿に難を遁れ給ふ、御在位實に七十余日世に九條廢帝と稱し奉る、されば義時後堀河天皇を迎へ奉り弟泰時(北)時房(南)を六波羅に留めしめ京都を鎮め、ひそかに朝廷を抑へ兼ねて近畿西國を統制せり、之れ六波羅探題の始めにして朝威衰へ爾來百余年政權北條氏の手へ歸せり文應元年五月二十日(紀元千八百九十四年陽六月二十五日)崩御聖壽十七歳二十三日奉葬せりとあるも陵史に付きて記せるものなく、又舊きは皇系にも加え奉らず、明治天皇御治三年歴代譜に加へ奉り七月二十三日仲恭天皇と追諡し奉る、明治二十二年六月現陵の封域を定め山陵として修治し勅定遊さる。

參照日誌

昭和

年

月

日

近附探勝記

第八十六代

後堀河天皇くわんかんのみかど觀音寺陵

(京都市東山區今熊野泉山)

陵は泉涌寺方丈の北方丘上に位し、西面の圓墳にして陵上は松柏の樹を以て覆われ周圍土手石柵を繞す、現兆域周回百拾六間三分

御名 茂仁むねひと 高倉天皇皇孫後高倉太上天皇—守貞親王の第三王子—御母は准三宮藤原陳子のよこ(北白河院) 建歷二年二月十八日御降誕、承久三年七月閑院に踐祚し十二月太上官廳に即位し給ふ時に御歳十歳、前關白家實を以て攝政せしめ給ふ天資英明にして寛仁大量且つ文藻に富ませ給ひしが北條執權盛にして機を待たせ給ふ此御代元仁元年(紀元千八百八十四年)僧親鸞淨土眞宗を開き又北條泰時執權となり、頼朝の遺法を守り質素を旨とし仁政を施せしかば、武家政治ながら泰平なりき安貞元年(紀元千八百八十七年)僧道元歸朝して曹洞宗を傳ふ貞永元年(紀元千八百九十二年)には幕府貞永式目五十一條即ち訴訟裁決の準據とすべき法を制定す之れは永く武家法律の根本となれり
天皇御在位十一年間貞永元年十月位を皇太子に譲り、冷泉富小路殿に御し給ひしが文歷元年七月五日不豫八月六日(紀元千八百九十四年陽九月七日)西剗持明院殿に崩御遊され給へり、聖壽二十三歳十一日追諡して後堀河天皇と稱し奉り即夜現陵地に御葬送し奉る。

參陸日誌

昭和

年

月

日

附近探勝記

月輪陵

後月輪陵

(京都市東山区今熊野町泉山)

陵は、四條天皇營陵より始まり後三百四十余年、陽光太上天皇を此地に葬り奉り尋で慶長五年陽光太上天皇妃の御墓を營み給ひてより、孝明天皇御母の奉葬に至る二百二十余年間、歴代天皇並に后妃の陵墓皆此地に鎮まり、又古くは後土御門天皇外四帝の灰塚あり、則ち二十五陵、五灰塚、九墓を以て一兆となし山に倚りて營み給ひ、三方土塀を回し西正面に檜皮葺の向唐門を有し左右透塀を繞らし門下十九段の石階あり、前庭に積く凡十九間白砂を敷き詰り御拜所を設く、現兆城周回二百一間一分、面積一千六百二十二坪一合余第八十七代

四條天皇 御名 秀仁 後堀河天皇第一皇子、御母中宮峰子、寛喜三年二月十二日御降誕、十月立太子、貞永元年十月受禪、十二月太上宮應に御即位、御在位十年、仁治三年正月九日(紀元千九百二年陽二月十七日)崩御、聖壽十二歳、十九日四條天皇と諡し奉り、二十五日現陵に奉葬す、陵は城内中央に十四尺三寸余九層石塔を以て標す。第八十八代

後水尾天皇 御名 政仁 後陽成天皇第三皇子、御母女御准三宮藤原前子、慶長元年六月四日御降誕、五年十二月立親王、十六年三月受禪、四月紫宸殿に御即位、御在位十八年、寛永六年十一月皇女興子内親王に位を譲り、延寶八年八月十九日(紀元二千三百四十年陽九月十一日)御壽八十五歳に崩御、二十日後水尾天皇と追諡し閏八月八日現陵に奉葬す、陵は城内西北隅、後光明天皇陵の南、高さ十七尺二寸、九層石塔にして西面す。第九十九代

明正天皇 御名 興子 後水尾帝の第二皇女、御母中宮和子、元和九年十一月十九日御降誕、寛永六年十一月受禪、七年九月紫宸殿に即位し給ふ、御在位十四年、寛永二十年十月位を皇弟紹仁親王に譲り、中和門院の故宮に御し元祿九年十一月十日(紀元二千三百五十六年陽十二月四日)聖壽七十四にて崩御、十五日明正天皇と追諡し、二十五日現陵に奉葬す、陵は四條天皇の北隣に位し、高さ十五尺二寸、九層石塔にて標し西面す。第一百代

後光明天皇 御名 紹仁 初め素戔宮と曰す、後水尾天皇第三皇子、御母准三宮藤原光子、東福門院を御養母となす、明正帝の同母弟、寛永十年三月十二日御降誕、十九年十二月立親王、二十年十月禪を受け十一月紫宸殿に御即位

東山天皇 御名 額仁 中御門帝第一皇子、御母贈皇太后尚子、享保五年四月一日御降誕、十三年六月十一日立太子、二十年三月受禪、十一月紫宸殿に御即位時に御年十六、御在位十二年、延享四年五月皇太子遐仁親王に位を譲り、櫻町殿に御し、寛延三年四月二十三日(紀元二千四百十年陽五月二十八日)聖壽三十一歳で崩御、二十九日櫻町天皇と諡し、五月十八日夜現陵に葬り奉る、陵は城内中央南に偏し、東山院の南隣高さ十七尺四寸、九層石塔を以て標とし奉り西面す。

第百十五代 櫻町天皇 御名 昭仁 中御門帝第一皇子、御母贈皇太后尚子、享保五年四月一日御降誕、十三年六月十一日立太子、二十年三月受禪、十一月紫宸殿に御即位時に御年十六、御在位十二年、延享四年五月皇太子遐仁親王に位を譲り、櫻町殿に御し、寛延三年四月二十三日(紀元二千四百十年陽五月二十八日)聖壽三十一歳で崩御、二十九日櫻町天皇と諡し、五月十八日夜現陵に葬り奉る、陵は城内中央南に偏し、東山院の南隣高さ十七尺四寸、九層石塔を以て標とし奉り西面す。

第百十六代 桃園天皇 御名 遐仁 櫻町天皇第一皇子、御母典侍藤原定子(御養母皇太后舍子)後櫻町天皇異母弟、寛保元年二月二十九日御降誕、延享四年三月立太子、五月踐祚、九月紫宸殿に御即位遊する時に御年七歳、御在位十六年、聖壽二十二歳、寶曆十二年七月十二日(紀元二千四百二十二年陽八月三十一日)崩御、八月二十二日現陵に葬り奉り、桃園天皇と追號を奉る、陵は城内東隅中御門天皇陵南東側に位し高さ十八尺、九層石塔を以て標とす。

第百十七代 後櫻町天皇 御名 智子 櫻町天皇第二皇女、御母は皇太后舍子、元文元年八月三日御降誕、寶曆十二年七月桃園天皇崩し給ひしが皇子英仁親王猶襁褓に御し給へば、天皇踐祚翌年十一月紫宸殿に御即位遊する、時に二十三、御在位八年、明和七年十一月皇太子英仁親王に譲り後櫻町殿に御す、文化十年閏十一月二日(紀元二千四百七十三年陽十二月二十四日)聖壽七十四歳にて崩御、十一日後櫻町と追諡、十二月十六日現陵に奉葬す、陵は城内南隅後桃園帝陵の南隣高さ十七尺五寸、九層石塔を以て標とす。

第百十八代 後桃園天皇 御名 英仁 桃園天皇第一皇子、御母皇太后富子、寶曆八年七月二日御降誕、明和五年二月立太子、七年十一月受禪、八年四月紫宸殿に御即位時に御年十四、御在位九年、安永八年十月二十九日(紀元二千四百三十九年陽十二月六日)聖壽二十二歳に崩御、十一月二十六日後桃園と諡し十二月十日現陵に奉葬す、陵は城内東南方櫻町帝陵の南隣高さ十七尺九寸、九層石塔を以て標とす。

以上十二帝及陽光太上天皇 水尾帝中宮和子 靈元帝中宮房子 中御門帝女御尚子 東山帝中宮幸子 後桃園帝女御維子 皇太后舍子 皇太后富子 各陵を月輪陵と稱し奉る。

皇太后宮子 香獨坐具禰野之御孫也。
 中關門宮女御前子 東山會中宮幸子 辨興國宮女御前子 皇太后宮幸子
 皇太子十二命基備光武天皇 水風會中宮幸子 皇太后宮幸子

丁酉年
 皇太后宮子 香獨坐具禰野之御孫也。
 中關門宮女御前子 東山會中宮幸子 辨興國宮女御前子 皇太后宮幸子
 皇太子十二命基備光武天皇 水風會中宮幸子 皇太后宮幸子

第一百九代

光格天皇 御名 兼仁 東山天皇曾孫(慶光天皇(與仁親王(第六皇子))に當らせ給ひ妃、成子内親王を御母とす、明和八年八月十五日御降誕、安永八年十月後桃園天皇崩し給ひ皇嗣なきを以て十一月入りて踐祚し給ふ、九年十二月紫宸殿に御即位、御在位三十八年、文化十四年三月皇太子惠仁親王に讓位、出で、櫻町殿に御し天保十一年十一月十九日(紀元二千五百年隔十二月十二日) 聖壽七十歳にて崩御、十二月二十日御葬送、十二年閏正月二十七日光格天皇と諡し奉る陵は城内東北隅靈元帝陵の西北隣に位し、高さ十八尺、九層石塔を以て標し西面す

第一百二十代

仁孝天皇 御名 惠仁 光格天皇第四皇子、御母典侍藤原婧子(御養母中宮欣子内親王)寛政十二年二月二十一日御降誕、文化六年三月立太子、十四年三月受禪、九月紫宸殿に御即位、御在位二十九年、弘化三年正月二十六日(紀元二千五百六年隔二月二十一日) 聖壽四十七歳にて崩御、三月一日仁孝天皇と諡し奉り、四日現陵所に葬り奉る、陵は城内西南隅に位し高さ十九尺三寸、九層石塔を以て標し奉り、西面す。
 陵號は光格 仁孝二帝及 中宮欣子 贈皇太后繫子 皇太后祺子陵と五陵を後月輪陵と稱し奉る。

参院日誌	昭和	年	月	日
附近探勝記				

皇宮御所

皇宮御所

皇宮御所

皇宮御所

皇宮御所

皇宮御所

皇宮御所

皇宮御所

皇宮御所

皇宮御所

皇宮御所

皇宮御所

皇宮御所

皇宮御所

皇宮御所

皇宮御所

皇宮御所

皇宮御所

皇宮御所

皇宮御所

皇宮御所

皇宮御所

皇宮御所

皇宮御所

皇宮御所

皇宮御所

皇宮御所

皇宮御所

皇宮御所

皇宮御所

皇宮御所

皇宮御所

皇宮御所

皇宮御所

皇宮御所

皇宮御所

皇宮御所

皇宮御所

皇宮御所

皇宮御所

皇宮御所

皇宮御所

皇宮御所

皇宮御所

皇宮御所

皇宮御所

皇宮御所

皇宮御所

皇宮御所

皇宮御所



皇宮御所



第八十八代

後嵯峨天皇嵯峨南陵

第九十代

龜山天皇龜山陵

(京都市右京區嵯峨芒ノ馬場町)

陵は天龍寺境内庫裡の北に當り、二帝一兆にして東西相並び共に南面す、東方、後嵯峨帝陵、西方、龜山帝陵にして又形式相同じ、方十五尺、軒高十一尺五寸、檜皮葺寶形造の法華堂にして、南正面に唐戸を設け唐破風を附し、屋頂には方形の露盤を据へ、火炎寶珠を置けり、周圍に簀子あり、勾欄を架す、二陵を通じて東西十三間五分、南北十一間五分、透塀を以て回らし、中央に界を設け各々正面に檜皮葺の唐門あり、現兆域周回八十間、元後嵯峨帝陵を嵯峨殿法華堂、龜山帝陵を龜山殿法華堂と稱されしも明治三十九年、現陵名に御改稱し奉る。

後嵯峨天皇 御名 邦仁 土御門天皇第六皇子、御母贈皇太后通子、承久二年二月二十六日御降誕、天皇始め龍潜の砌岩清水八幡宮に參籠神夢に「梅葉の影再び改る」とあり長養の意を決し給ひ、日夜文學に精勵遊さる、仁治三年正月四條帝崩御皇嗣未だ定まらず、即ち入りて大統を嗣ぎ給ひ、即日受禪三月太政官廳に御即位、時に二十三歳、天資英邁に在わせしも鎌倉の威強く天性を發揮し得ず皆時勢の然らしむる處、御在位四年、寛文四年正月位を久仁親王(後深草天皇)に譲り院中に政を聽召し給ふ而して正元元年、後深草帝に詔し龜山天皇に位を譲らしめ給ふ、院中におはすこと三十年、文永五年十月龜山殿に落飾せられ、九年二月十七日(紀元千九百三十二年陽三月廿五日)聖壽五十三歳にて崩じ給ふ、遺詔に因り後嵯峨天皇と稱し奉り、十九日別院藥草院に火葬し玉骨を現陵所の法華堂に藏め奉る。

龜山天皇 御名 恒仁 後嵯峨天皇第七皇子、御母中宮姞子(大宮院)後深草帝の同母皇弟、建長元年五月二十七日御降誕、正嘉二年八月七日立太弟、正

帝の國皇草草、皇其天平元日二十三日國皇、延壽二年八月三日立位、
龜山天皇、（神代卷） 神代卷天皇於此皇年、國皇中宮皇年一八日一、神代卷
卷上正骨、伊勢河の北岸、（神代卷）

皇の國皇草草、皇其天平元日二十三日國皇、延壽二年八月三日立位、
龜山天皇、（神代卷） 神代卷天皇於此皇年、國皇中宮皇年一八日一、神代卷
卷上正骨、伊勢河の北岸、（神代卷）

龜山天皇、（神代卷） 神代卷天皇於此皇年、國皇中宮皇年一八日一、神代卷
卷上正骨、伊勢河の北岸、（神代卷）

元元年十一月後深草帝の禪を受け、十二月太政官廳に御即位あり時に十一歳
天資特に英邁果斷に材藝博く、後嵯峨上皇又深く天皇の叡資に屬し、親愛厚
く崩御に際し天皇の胤を以て永世大統を紹ぐべきを遺詔せらる、乃ち深き叡
慮の存する處なりしとは云へ、後に北條氏の乗ずる處となり、二宗迭立の議
を立てしむる因とせり、當時隣邦元の勢全亞細亞を壓し、遂に我國に及ぶ、
天皇果斷以て使を卻く、御在位十五年、文永十一年正月位を皇太子世仁親王
（後宇多天皇）に譲り院政を聽き給ふ、其御代（紀元千九百三十四年）元の軍九百餘艘
の舟を以て入寇す、之れ文永十一年なれば世に文永の役と云ふ、皇軍よく防
ぎこれを退けたり然るに弘安四年（紀元千九百四十二年）再び十四萬の軍を以て大
舉筑前に迫る、時に上皇伊勢神宮に身を以て國難に代らん事を祈誓し給へる
事、國民永遠不可忘の御事蹟にして「世のために身をば惜まぬ心とも荒ぶる
神は照し見るらん」と御製あり畏き極なり、世に元冠又は弘安の役と稱す、
正應二年九月南禪院に落飾遊され、嘉元三年九月十五日（紀元千九百六十五年陽十
月十二日）龜山殿に於て聖壽五十七歳に崩御、遺詔に因り龜山天皇と追號を奉
り、十七日御葬送龜山殿の後山に火化し玉骨を現陵所の法華堂に藏め奉る。

參照日誌 昭和 年 月 日

附近探勝記

皇紀

皇紀 年 月 日

十、十三日、磯山嶽の對山に火出し、江音を與動河の北岸に燬れる。
 十三日、磯山嶽に於て神武天皇十一年の神代、重國の國に磯山天皇と號せ奉
 五國二年、武日南嶽嶽の神武天皇、重國二年、武日南嶽嶽の神武天皇、重國二年、
 神武天皇、重國二年、武日南嶽嶽の神武天皇、重國二年、武日南嶽嶽の神武天皇、
 事、國別水鏡に於て神武天皇の神武天皇、重國二年、武日南嶽嶽の神武天皇、
 感其神武天皇、重國二年、武日南嶽嶽の神武天皇、重國二年、武日南嶽嶽の神武天皇、
 重國二年、武日南嶽嶽の神武天皇、重國二年、武日南嶽嶽の神武天皇、重國二年、
 の世を以て入寂す、武日南嶽嶽の神武天皇、重國二年、武日南嶽嶽の神武天皇、
 天泉皇朝以て神武天皇、重國二年、武日南嶽嶽の神武天皇、重國二年、武日南嶽嶽の神武天皇、
 を立てしむる國とす、重國二年、武日南嶽嶽の神武天皇、重國二年、武日南嶽嶽の神武天皇、
 皇の神武天皇、重國二年、武日南嶽嶽の神武天皇、重國二年、武日南嶽嶽の神武天皇、
 神武天皇、重國二年、武日南嶽嶽の神武天皇、重國二年、武日南嶽嶽の神武天皇、
 天泉皇朝に於て神武天皇、重國二年、武日南嶽嶽の神武天皇、重國二年、武日南嶽嶽の神武天皇、
 元元平十一日、對馬皇朝の神武天皇、重國二年、武日南嶽嶽の神武天皇、重國二年、武日南嶽嶽の神武天皇、

磯山嶽・天泉皇朝



磯山嶽・天泉皇朝



深草北陵

(京都市伏見區深草曾坊町)

陵は地を方形に劃し中央に方十尺、軒高十尺、瓦葺寶形造の法華堂にして南に面し、土塀を回らす、正面に冠木門あり、現兆域周回百六十四間、城内松樹森々として聖域を覆ふ、即ち一名深草十二帝陵と曰し、後深草帝より十歴代二贈天皇を御合葬し奉る陵なり

第八十九代

後深草天皇 御名 久仁 後嵯峨天皇第三皇子、御母中宮結子(大宮院)寛元元年六月十日御降誕、八月立太子同四年正月受禪、三月太上宮應に即位し給ふ、御在位十四年、正元元年十一月位を皇太弟恒仁親王に譲り、正應三年二月龜山殿に落飾、嘉元二年七月十六日(紀元千九百六十四年陽八月二十五日)聖壽六十二歳にて二條富小路殿に崩御、後深草天皇と追號し奉り、十七日夜深草山に火葬し尋で法華堂を營み、三年八月二十九日御骨を現陵所に斂め奉る。

第九十二代

伏見天皇 御名 熙仁 後深草天皇第二皇子、御母准三宮藤原愔子、文永二年四月二十三日御降誕、建治元年十一月立太子、弘安十年十月後宇多天皇の禪を受け、正應元年三月太政官應に御即位時に御年二十四歳、御在位十一年永仁六年七月位を皇太子、後伏見天皇に譲り、正和二年十月伏見殿に落飾、文保元年九月三日(紀元千九百七十七年陽十月十六日)持明院に崩御、聖壽五十三歳、伏見天皇と諡し奉り、四日深草山に火化し五日御骨を現陵所の御堂に藏し奉る。

第九十三代

後伏見天皇 御名 胤仁 伏見天皇第一皇子、御母准三宮經子(御養母永福門院)正應元年三月三日御降誕、二年四月立太子、永仁六年七月受禪、十月太政官應に御即位時に十一歳、在位三年、正安三年正月後二條天皇に位を譲り、元弘三年六月持明院に落飾、延元元年四月六日(紀元千九百九十六年陽五月二十五日)同院に崩御、聖壽四十九歳、遺詔に依り後伏見天皇と稱し奉り、八日嵯峨野に御火葬、御拾骨の上現陵所に藏し奉る。

第一百代

後小松天皇 御名 幹仁 後伏見天皇皇玄孫(後醍醐天皇第一皇子)御母通陽門院嚴子、天授三年(北朝永和三年)六月二十六日御降誕、弘和二年(北朝永徳二年)父帝の禪を受け、太政官應に即位せらる、時に御年六歳、土御門東洞院殿に御し給ふ、元中九年(北朝明德三年)閏十月神器を後龜山天皇より親子の禮を以て受け給ふ、在位三十年、應永十九年八月位を皇太子に譲り、永享三年三月落飾

... 仙洞に崩御、時に五十七歳、二十四日後小松天皇と諡し奉り、二十七日、泉涌寺觀堂前に火葬し、後、御骨を現陵所に奉斂す。

第一百代
稱光天皇 御名 實仁 後小松天皇第二皇子、御母光範門院資子、應永八年三月二十九日御降誕、十九年八月受禪、二十一年太政官廳に御即位、在位十六年、正長元年七月二十日(紀元二千八十八年陽九月八日)崩御、時に御年二十八歳二十二日追號し、稱光天皇と稱し奉り、二十九日泉涌寺に火葬し奉り、三十日、御拾骨、八月四日現陵に奉斂す。

第一百二代
後土御門天皇 御名 成仁 後花園天皇第一皇子、御母嘉樂門院信子、嘉吉二年五月二十五日御降誕、寛政五年七月受禪、六年十二月太政官廳に御即位時に二十四歳、土御門東洞院第に御す、在位三十六年、明應十年十月二十八日(紀元二千九百一十年陽十月三十一日)聖壽五十九歳で崩御、禁中衰弊の極、度、給し得とす、幕府亦窮乏、崩御數日を経るも大喪の資辨せず、近例御棺等泉涌寺調進すと、十月二十一日、後土御門天皇と追諡し、十一月十一日夜泉涌寺に火化し奉り、十二日御拾骨、即日現陵所に斂め奉る、尚山國陵の域内に御分骨所あり、御灰塚は月輪陵域内西隅、四條天皇陵の南に位し、後柏原、後奈良、正親町、三帝御灰塚と四塚南北相並び、十七間五分を一區に畫し西面す、天皇の御塚は極「かしはで」二樹を以て標す。

第一百四代
後柏原天皇 御名 勝仁 後土御門天皇第一皇子、御母贈皇太后朝子、寛正五年十月二十日御降誕、文明十二年十二月立親王、明應九年十月踐祚、時に御年三十七歳、應仁以來天下麻の如く亂れ、禁中又衰弊の極にして、大小の御儀の資給するを得ず幕府又墮廢して力なく、天皇踐祚の後即位の禮を擧ざること二十一年、大永元年大阪本願寺の僧光典、資を奉り、三月紫宸殿に即位の大典を擧げ給ふ、御在位二十六年、大永六年四月七日(紀元二千九百八十六年陽五月十七日)崩御、時に六十三歳、二十六日、後柏原天皇と追號を奉り、五月三日泉涌寺に火葬し奉る、四日御拾骨、現陵所に藏め奉る、御灰塚は月輪陵内、後土御門帝の南隣りにて西面し榊を栽て標とす。

第一百五代
後奈良天皇 御名 知仁 後柏原天皇第二皇子、御母豐樂門院藤子、明應五年十二月二十三日御降誕、大永六年四月、土御門東洞院第に踐祚、大典を擧

五年十月二十日(紀元二千九百三十三年陽十二月十日)仙洞に崩御、時に五十七歳、二十四日後小松天皇と諡し奉り、二十七日、泉涌寺觀堂前に火葬し、後、御骨を現陵所に奉斂す。

第一百代
稱光天皇 御名 實仁 後小松天皇第二皇子、御母光範門院資子、應永八年三月二十九日御降誕、十九年八月受禪、二十一年太政官廳に御即位、在位十六年、正長元年七月二十日(紀元二千八十八年陽九月八日)崩御、時に御年二十八歳二十二日追號し、稱光天皇と稱し奉り、二十九日泉涌寺に火葬し奉り、三十日、御拾骨、八月四日現陵に奉斂す。

第一百二代
後土御門天皇 御名 成仁 後花園天皇第一皇子、御母嘉樂門院信子、嘉吉二年五月二十五日御降誕、寛政五年七月受禪、六年十二月太政官廳に御即位時に二十四歳、土御門東洞院第に御す、在位三十六年、明應十年十月二十八日(紀元二千九百一十年陽十月三十一日)聖壽五十九歳で崩御、禁中衰弊の極、度、給し得とす、幕府亦窮乏、崩御數日を経るも大喪の資辨せず、近例御棺等泉涌寺調進すと、十月二十一日、後土御門天皇と追諡し、十一月十一日夜泉涌寺に火化し奉り、十二日御拾骨、即日現陵所に斂め奉る、尚山國陵の域内に御分骨所あり、御灰塚は月輪陵域内西隅、四條天皇陵の南に位し、後柏原、後奈良、正親町、三帝御灰塚と四塚南北相並び、十七間五分を一區に畫し西面す、天皇の御塚は極「かしはで」二樹を以て標す。

第一百四代
後柏原天皇 御名 勝仁 後土御門天皇第一皇子、御母贈皇太后朝子、寛正五年十月二十日御降誕、文明十二年十二月立親王、明應九年十月踐祚、時に御年三十七歳、應仁以來天下麻の如く亂れ、禁中又衰弊の極にして、大小の御儀の資給するを得ず幕府又墮廢して力なく、天皇踐祚の後即位の禮を擧ざること二十一年、大永元年大阪本願寺の僧光典、資を奉り、三月紫宸殿に即位の大典を擧げ給ふ、御在位二十六年、大永六年四月七日(紀元二千九百八十六年陽五月十七日)崩御、時に六十三歳、二十六日、後柏原天皇と追號を奉り、五月三日泉涌寺に火葬し奉る、四日御拾骨、現陵所に藏め奉る、御灰塚は月輪陵内、後土御門帝の南隣りにて西面し榊を栽て標とす。

第一百五代
後奈良天皇 御名 知仁 後柏原天皇第二皇子、御母豐樂門院藤子、明應五年十二月二十三日御降誕、大永六年四月、土御門東洞院第に踐祚、大典を擧

第九十一代
後宇多天皇蓮華峯寺陵

(京都市右京區北嵯峨長刀坂町)

陵は元八角圓堂たりしも、今は方十二尺軒高十一尺の法華堂にして、瓦葺寶形造の南面なり、堂内中央に五輪塔あり、高さ八尺、其左右に高さ三尺六寸の小五輪各々一基あり、中央五圓の中心に玉骨を奉藏す、又龜山帝皇后信子(天皇の御母京極院)と御合葬し奉る、堂正面に高麗門あり、御堂の後左右の三方に堀あり、透塀を繞す、現兆域周回七百八十余間あり

御名 世仁 龜山天皇第二皇子、御母皇后信子、(京極院)文永四年十二月一日土御門殿に御降誕、五年八月立太子、十一年正月受禪、三月太政官廳に即位し給ふ時に御年八歳、二條高倉殿に御す、即位の初め(紀元千九百三十四年)元王忽必烈船艦九百兵四萬を以て入寇、對馬、壹岐を侵し博多に迫る少貳、大友菊地等九州の豪族力戦之を防ぎしが、會々大風起り敵船難破殘兵夜に乘し遁け去る、文永の役これなり、されば時の執權北條時宗九州探題に命じ防備を嚴にし、二度迄元使を斬り高麗征伐を企てる、然るに元兵弘安四年(紀元千九百四十二年)五月大舉十四萬の軍を四千余艘の船に乗せ筑前に迫る、時に龜山上皇身を以て國難に代るべく伊勢神宮に祈誓し、天皇始め奉り時の國民心血をそゝぎ防戦す、即ち七月晦日夜神風起り敵船悉く海中に溺る、御在位御多難の十四年、弘安十年十月皇太子熙仁親王に位を譲り、徳治二年七月落飾、元享二年閏五月大覺寺に遷御、正中元年六月二十五日(紀元千九百八十四年陽七月二十四日)同寺に崩御、聖壽五十八歳、同二十八日遺詔に因り、御宇多院と追號し現陵附近に火葬し御骨を現陵に藏め奉る。

参院日誌

昭和

年

月

日

附近探勝記

後二條天皇きたしらかわのみさぎ北白河陵

(京都市左京區北白河道分町)

陵は里俗古へ泓塚よけづかと曰す、南面の圓墳にして高さ凡そ八尺、墳基周圍四十間余、陵上老松二株枝を交へ、聖域を覆ひ尊嚴の氣四邊を壓す、繞らすに空陸及土手を以てし柏生垣あり、現兆域周回九十一間、域内西南側に邦良親王御墓あり

御名 邦治くにちはる 後宇多天皇第一皇子、御母准三宮源基子、弘安八年二月二日御降誕、永仁六年八月立太子正安三年正月後伏見天皇の禪を受け、三月太政官應に御即位し給ふ、時に十七歳、天皇の御代、龜山、後深草、後宇多、伏見後伏見、五上皇院中に在らせられ萬機は龜山、後宇多兩上皇聽し召し給ふ、又天資英銳にお在せしも御多病に互らせ給ひ、御在位僅かに八年、延應元年八月二十五日(紀元千九百六十八年陽九月十八日)子刻二條高倉殿に崩御し給ふ、聖壽二十四歳、二十七日後二條天皇と追號し奉り、二十八日現陵所に御火葬し奉り、御拾骨の御儀なく其の迹に墳丘を營み以て、本陵とせられたるなり。

參陵日誌 昭和 年 月 日

附近探勝記

第九十五代

花園天皇じゆらくみんのうみのみかど十樂院上陵

(京都市左京區粟田口三條坊町・青蓮院裏)

陵は華頂山西北麓丘上に位す、此陵は御火葬の地へ御拾骨の御儀なく、其趾に土を封じて塔婆を建て置かれたる由(十樂院指圖)今は塔婆なく陵丘を存し西面の圓墳なり、高さ五尺余、雜樹叢生し繞すに八角形の石柵を以てし、正面に菊花御紋章を附したる石門あり、現兆域周回百四十五間

御名 富仁とみのひと 伏見天皇第四皇子、御母准三宮藤原秀子、後伏見帝異母弟たり
永仁五年七月二十五日御降誕、正安三年八月立太子延慶元年八月土御門東洞院殿に踐祚せられ、十一月太政官廳に即位し給ふ時に御年十二歳、九月十九日交立の約に従ひ、後二條天皇第一皇子邦良親王を皇太子と立てんとし給ふ時に後宇多上皇「朕惟ふところなり先づ尊治を立て、次に邦良に及ふべし」と仍て尊治親王を皇太子とし給ふ、御在位十年、正和五年(紀元千九百七十六年)北條高時執權となる、性暗愚にして政治に心を留めず日夜遊宴に耽りしかば次第に北條氏の勢衰ふ、文保二年二月位を皇太子に譲り、建武二年十一月落飾遍行と號し、正平二年(北朝貞和四年)十一月十一日(紀元二千八年陽十二月十日)午の刻萩原殿に崩御遊さる、聖壽五十二歳十三日現陵地に御火葬し奉り、遺詔に依り花園天皇と追號し奉る。

參陵日誌 昭和 年 月 日

附近探勝記

後醍醐天皇塔尾陵

(奈良縣吉野郡吉野村大字吉野山)

陵は如意輪寺の後山に位し、北面に築きたる圓墳なり、高さ十八尺、徑十五間、陵上雜樹鬱蒼とす、周圍石柵二匝、内側は古く八角形にして正面に菊花御紋章を鐫せる門あり、外側方形にして共に墳基を繞らす、城内下方に世泰親王(後龜山天皇々子)の墓あり、此の陵古より、諸陵荒廢の時と雖も巖然として守護歳祀を絶ちたる事なし

御名 尊治たかはら 後宇多天皇第二皇子、御母准三宮藤原忠子、後二條帝の異母弟
 正應二年十一月二日御降誕、延慶元年九月立太子、文保二年二月受禪、三月
 太上宮廳に御即位、時に御年三十一歳、天資英邁にして博く經史に涉り、頗
 る學問を積み給ひ、善く内外の機勢に精通し給ふ「今日の舊例は、乃ち往日
 の新制なり、安んぞ朕の新制は後日の舊制にあらざらんや」と精勵治を圖り
 改革を多くし給ひ、會々人心北條を去るを悟り給ひ、之を滅さんと正中元年
 (紀元一千九百八十四年)策せられしも露れて中折、元弘元年(紀元一千九百九十一年)再
 企遊さる、高時直ちに大兵をして西上せしめ、天皇神器を奉じ、笠置に幸し
 給ひしが賊兵笠置を陥れ、天皇を隱岐に遷し奉る「さして行く笠置の山を出
 しより」は當時の御製なり、併し楠正成(時に三十八)河内に起り賊軍を破り、
 護良親王は吉野に舉兵、赤松則村は播磨に、菊地武時は肥後に、土居、得能
 二氏伊豫に、名和長年伯耆に、各々義兵を挙げたり、天皇潛かに伯耆に遷幸
 船上山に御す、高時、足利高氏(後徳氏)を、西上皇軍に當らしたれど、却て、
 天皇に歸順し、赤松、六條等と、六波羅を陥れ、新田義貞(時に三十三)又上野
 國に舉兵、南下して一舉に鎌倉を陥れ、高時以下一族悉く自殺、北條氏茲に
 全く亡び、賴朝以來百四十二年、政權を恣にしたる、幕府覆り、後鳥羽天皇
 以來の、政權再び、朝廷に復す、天皇直ちに船上山を發し、正成、天皇を兵

後村上天皇ひのちのみかみ檜尾陵

(大阪府南河内郡川上村大字寺元)

陵は観心寺の後山平地を抜くこと百五十余尺の所に山に倚りて營める西面の小圓墳にして、二百二十有余の石階を経て陵前に達す、墳上には山茶花の古木一本あり、尙其他杉檜藜々として一層の尊嚴を添ふ、周圍に石柵二匝を繞し、内側正面に御紋章を鐫せる石門扉あり、現兆域周回四百六十六間、

御名 のりなが 義良 初め憲良と曰す、後醍醐天皇第八皇子、御母皇太后廉子、嘉暦三年九月御降誕、元弘三年御年六歳にて源顯家の輔佐により奥羽を平定せられ建武の政破れ足利氏反するや、自ら軍を率ひ各地に轉戰遊され朝敵を退け給ふ、延元四年三月吉野に還幸皇太子と立ち八月受禪、十月御位に即き給ふ時に御壽十二歳、正平三年正月賊將高師直四條堰に正行を破りて吉野を陥るに及び、賀名生あなまよに行幸夫より攝河の間に轉々行宮を遷させ給ひ、二十三年三月十一日(紀元二千二十八年陽四月六日)御在位二十九年、聖壽四十一歳にて住吉の行宮に崩し給ひ、同年四月二十日現陵に奉葬、後村上天皇と追諡す。

參陵日誌 昭和 年 月 日

近附探勝記

第九十八代

長慶天皇

陵は未だ御治定あらせ給わす

御名 寛成ゆたか 後村上天皇第一皇子、正平二十三年後村上天皇崩御遊され給ふに因り、大統を繼ぎ給ふ、御在位六年、文中二年（北朝應安六年）八月皇太弟熙成親王に位を譲り給ふ、後、紀伊國玉川宮に遷御遊されしと、始め天皇の御即位に古説一定せず、又御歴代中より除かれ給ふ事もあり爲めに御事蹟につき傳へるものなし、足利氏の専權北朝を擁立し一方南朝又忠臣相繼ぎて死し朝威衰へたればとは云へ、畏れ多き次第なり、大日本史御歴代に加へ大正十五年十月二十二日、天皇の御即位あらせられ御在位あらせ給ひしを、勅定あらせ給ひ第九十八代として加へ給ふ。

參陵日誌

昭和

年

月

日

附近探勝記

後龜山天皇嵯峨小倉陵

(京都市右京區嵯峨鳥居本小坂町)

陵は丘體なく、地を方形に畫して、中央に五輪塔あり高さ七尺八寸、四隅に各々一基の小石塔あり、東側二基は寶篋印塔にして、高さ四尺余、西側二基は五輪塔にして、高さ三尺余、陵上には杉檜の老樹鬱蒼と枝を交へ、聖域を覆へり、周圍に空堀、土手、うばめ、かなめの生垣を回し、南面す、現兆域周回六十六間余

御名 熙成 後村上天皇第二皇子、御母皇太后勝子、正平九年(北朝文和三年)御降誕、文中二年(北朝慶安六年)八月吉野皇居に、長慶天皇の禪を受けて、大統を繼ぎ給ふ、之より先、京都に於ては足利義滿、擅に將軍と稱し政を攝りたれど打續ける戦亂の爲め、人民の苦痛見るに忍びざるあり、會々義滿は臣大内義弘を吉野に使せしめ、天皇、京都御還幸南北合體を奏請せしめしかば天皇は人民の苦痛を憫み給ひ、義滿の請を許し京都に御還幸、嵯峨の大覺寺に御し給ひ、親子の禮を以て、後小松天皇に神器を傳へ給ふ、茲に於て、五十有余年間の南北の争ひも治まりぬ、時は元中九年(北朝明德三年)閏十月なり應永元年二月落飾、號を金剛心と稱さる、應永三十一年四月十二日(紀元二千八十四年陽五月十九日)聖壽七十一歳にて小倉殿に崩し給ふ、山城志、福田寺記事中「潜居嵯峨、應永三十一年四月十二日崩、葬尊骸於當寺而陵築」と則ち現陵は福田寺後園に屬すれば、現陵に奉葬、福田寺祭祀に供す、五月八日後龜山天皇と追號し奉る。

參陸日誌

昭和

年

月

日

附近探勝記

山天皇ノ御遷ノ事

皇紀... 山天皇ノ御遷ノ事... 皇紀... 山天皇ノ御遷ノ事... 皇紀... 山天皇ノ御遷ノ事...

磐山天皇御遷小倉御

皇紀六十六明命



磐山天皇御遷小倉御



後花園天皇のちのやまぐにのみかみ後山國陵

(京都府北桑田郡山國村大字井戸)

陵は常照寺後山腹に位し、陵側三方石階を築き陵下山岸石を疊み方形となし南面す、正面に檜皮葺平唐門を建て四周に透塀を繞す、中央寶篋印塔二基、東西相並ぶあり之れ天皇の御陵にして、東に小圓墳上に松椿楓樹生ぜしは、光嚴天皇陵、西に地を方形に畫し上に松樹を生じ傍に小五輪塔を建つるは、土御門天皇御分骨所なり、現兆域周回六十七間

御名 彦仁ひこひと

後伏見天皇皇玄孫(後出光大上天皇第二皇子)御母は妃准三宮源幸子、

(數政門院)應永二十六年六月十七日御誕生、正長元年七月稱光天皇大漸皇嗣無く後小松天皇の猶子となり大統を繼ぎ給ふ、是月踐祚翌永享元年十二月太上官廳に即位せらるる時に御年十歳、土御門東洞院の假皇居に御す、御在位三十六年寛正五年七月位を皇子成仁親王に譲り、式部卿貞常親王の東洞院一條第に遷御し給ふ御在位中永享の亂(關東普賢持氏幕府に叛す)嘉吉の亂(赤松滿祐將軍義教を殺し本領にて叛す)等兵亂屢々起り饑饉相繼ぎ其中に將軍義政奢侈を極め暴政を布き人民の塗炭の苦みをも顧ざりき、天皇叡慮を膺し給ひ「殘民採首陽薇處處閉爐鎖竹扉詩興吟酸春二月滿城紅綠爲誰肥」と御製を賜りて戒め、民草の安隱を思召され給へり、應仁元年五月兵亂起り八月至上と共に將軍義政の室町第に幸し九月落飾、文明二年十二月二十六日(紀元二千百三十一)年一月二十七日)聖壽五十二歳にて室町第に崩御、三年正月三日後文德天皇と追號し奉り悲田院に御火葬後遺命に依り常照寺に御骨を奉葬、二月十九日後文德天皇を改めて、後花園天皇と追諡す。

參院日誌

昭和

年

月

日

附近探勝記

陵は月輪陵の東背山上に位し、英照皇太后後月輪東北陵と一兆域にあり、南面の三壇築圓墳にして各壇石を以て積み上げ、上壇は砂磔を葺き頂には石を以て別に圓形を畫し、中央に巨巖を据ふ、總高二十四尺、墳基東西二十四間南北二十六間五分、墳上松樹鬱蒼とす、各壇木柵を繞し中下壇には正面に鳥居あり、現兆域二陵を通じ周回四百十七間五分

御名 統仁（おとよ） 初め熙ノ宮と曰す、仁孝天皇第四皇子、御母准三宮藤原雅子（まこと）、

（御養母皇太后稱子）

天保二年六月十四日御降誕、十一年三月皇太子と立ち給ひ、

弘化三年二月昭陽舍代に踐祚、四年九月紫宸殿に御即位時に十七歳、御在位

二十一年天資英邁、雄健、剛毅、淵達、龍顏崇嚴、神の如く、龍體、又、偉

大にして、明治天皇御壯年時に、同様の御風格なりしと云ふ、會て關白鷹司

政通、前賢故實を進講し和氣清麿の忠烈をたゞえしに、甚だ御威あらせられ

「吾れも成長の後かゝる良臣を得たし」とのたまひしと、後御即位ありて清麿

の墓に勅使を派し、正一位護王大明神と神號を賜ふ、天皇又夙に幕府を倒し

古の御代に復せん御志を持ち給ひしが當時内憂外患引續き起り、即ち嘉永六

年米艦浦賀に來り或は露國使を遣し、安政元年には再びペルリ來り、神奈川

條約を結び、三年ハルリス來朝、五年井伊直弼假條約を調印す、爲に志士四

方に起り幕府の違勅と直弼の專斷に尊玉攘夷の兩者相和し、世論沸騰し遂に

天皇「内政を整へ外侮を防ぐべし」と勅書を下賜せらるゝに至りしかば幕府

反對派に大斷壓を加ふ乃ち近衛忠熙、三條實萬等公卿を幽し、又、齊昭、慶

喜父子を始め尾張、越前、土佐、宇和島の諸藩に禁居又は謹慎を命じ、吉田

松陰、橋本左内、賴三樹三郎、梅田雲濱等五十余人を投獄す、安政大獄なり

其爲の直弼上下の怨を受け萬延元年櫻田門外にて水戸浪士佐野以下十七名の

孝明天皇崩御... 御遺詔... 皇太子即位... 慶喜將軍... 長州再征... 假條約... 將軍家茂... 慶應二年... 明治元年...

孝明天皇崩御及御遺詔

明治二十一年

皇太子即位

為殺され。幕府の威信地におつ、されば老中安藤信正は、公武を合體せしめ威信を恢復せんと計り將軍家茂の爲め、皇妹和宮親子内親王の降家を請ふ、許されて文久元年御降家あらせらる、即ち和宮内親王の御製に「をしまじな君と民との爲なれば身は武藏野の露と消えても」との御述懐、畏き極なり、かくて世論益々猛騰し勅使東下、幕府の改革、阪下門外の變、攘夷勅令實行生麥事件、將軍家茂入落、長薩二藩外國船砲撃、朝議、攘夷親政より急變、七卿落、五條(大和)生野(但馬)の變、筑波山事件(文久三年)蛤御門の變、長州征伐(元治元年)長州再征、假條約勅許(慶應元年)將軍家茂大阪に薨じ此年十二月(慶應二年)慶喜將軍となる等、實に叡慮を膺し奉る事多く、遂に病を得させ給ひ、慶應二年十二月二十五日(紀元二千五百二十七年(翌年)一月三十日)聖壽三十六歳にて大業の中途に崩じ給ふ、翌年正月二十七日現陵に奉葬、明治元年二月十日、孝明天皇と追諡し奉る。

參院日誌 昭和 年 月 日

附近探勝記

明治天皇伏見桃山陵

(京都市伏見區桃山町)

陵は山の南腹山に倚りて營み奉る、上圓下方墳にして上下共各々三壇より成り共にコンクリートを施し砂礫を以て上を葺き崩壊を防ぐと共に草木を生ぜしめず、最下壇三十三間、上壇高さ二十一尺、總高さ六十六尺、陵下前面には石柵を構へ、正面には菊花御紋燦然たる扉を附したる門あり、陵背左右に土壘を繞らす、東西五十間南北五十五間、北、山に接し、南、方形の平地なり、左右に空堀を穿ち外側に石柵を設け南を除く三方に石塀を回らす、東西七十間南北八十五間、其、外側南に廣き方地を設け、南端左右に土壘を築き中央木柵を設け、一般參拜者の御拜所を設く、規模宏大、崇嚴の極致なり御名 睦仁むつに 初め祐宮すけのみや 孝明天皇第二皇子、御生母從一位慶子よしこ、英照皇太后を以て御母とす、嘉永五年九月二十二日(陽十一月三日)御降誕、天性聰明に英烈高邁旭日の如し、萬延元年九月立親王、國事多端の折柄、立太子の御儀あらせ給わす、慶應三年正月清涼殿代に踐祚し給ふ時に十六歳、父帝の遺慮を繼ぎ給ひ、討幕の議あり薩長二藩に密勅を賜りしも、一方、幕府又説く者あり、天皇の神威に抗し得ざるを悟り慶喜遂に決意し大政奉還を奏請す、天皇乃ち請を許し賜ひ、賴朝以來六百八十四年徳川十五代二百六十五年の武家政治終絶、大權再び至上に復す、これ慶應三年(紀元二千五百二十七年)十月十五日なり、而して十二月八日三條實美以下七公卿、毛利敬親等の罪を許し、十九日王政復古の大令を發し給ひ、舊制を廢し新政を整へ總裁、議定、參與を置き其實をなせり、時に慶喜二條城にありしが新政に與からず、却て辭官納地の内定下りたれば、舊幕臣平かならず遂に維新の戦亂相繼ぎ起る、されば、鳥羽伏見に幕軍を敗り關西を平げ江戸に迫り上野、會津に函館に悉く敗りて天下全く平定す、之れ戊辰の役と云ふ、天皇これより先慶應四年八月二十七日紫宸殿に御即位遊され、九月八日元號を明治と改め一世一元の制を定め給

八月二十一日、皇太后御崩御。八月二十三日、皇太后御葬。八月二十五日、皇太后御遷葬。八月二十七日、皇太后御遷葬。八月二十九日、皇太后御遷葬。八月三十一日、皇太后御遷葬。九月一日、皇太后御遷葬。九月三日、皇太后御遷葬。九月五日、皇太后御遷葬。九月七日、皇太后御遷葬。九月九日、皇太后御遷葬。九月十一日、皇太后御遷葬。九月十三日、皇太后御遷葬。九月十五日、皇太后御遷葬。九月十七日、皇太后御遷葬。九月十九日、皇太后御遷葬。九月二十一日、皇太后御遷葬。九月二十三日、皇太后御遷葬。九月二十五日、皇太后御遷葬。九月二十七日、皇太后御遷葬。九月二十九日、皇太后御遷葬。十月一日、皇太后御遷葬。十月三日、皇太后御遷葬。十月五日、皇太后御遷葬。十月七日、皇太后御遷葬。十月九日、皇太后御遷葬。十月十一日、皇太后御遷葬。十月十三日、皇太后御遷葬。十月十五日、皇太后御遷葬。十月十七日、皇太后御遷葬。十月十九日、皇太后御遷葬。十月二十一日、皇太后御遷葬。十月二十三日、皇太后御遷葬。十月二十五日、皇太后御遷葬。十月二十七日、皇太后御遷葬。十月二十九日、皇太后御遷葬。十一月一日、皇太后御遷葬。十一月三日、皇太后御遷葬。十一月五日、皇太后御遷葬。十一月七日、皇太后御遷葬。十一月九日、皇太后御遷葬。十一月十一日、皇太后御遷葬。十一月十三日、皇太后御遷葬。十一月十五日、皇太后御遷葬。十一月十七日、皇太后御遷葬。十一月十九日、皇太后御遷葬。十一月二十一日、皇太后御遷葬。十一月二十三日、皇太后御遷葬。十一月二十五日、皇太后御遷葬。十一月二十七日、皇太后御遷葬。十一月二十九日、皇太后御遷葬。十二月一日、皇太后御遷葬。十二月三日、皇太后御遷葬。十二月五日、皇太后御遷葬。十二月七日、皇太后御遷葬。十二月九日、皇太后御遷葬。十二月十一日、皇太后御遷葬。十二月十三日、皇太后御遷葬。十二月十五日、皇太后御遷葬。十二月十七日、皇太后御遷葬。十二月十九日、皇太后御遷葬。十二月二十一日、皇太后御遷葬。十二月二十三日、皇太后御遷葬。十二月二十五日、皇太后御遷葬。十二月二十七日、皇太后御遷葬。十二月二十九日、皇太后御遷葬。

即欽天皇升皇孫山崩
紀元二千五百七十二年

（紀元二千五百七十二年）

ふ、十月龍駕江戸城に幸し、江戸を東京と、江戸城を東京城と改め皇居と定め十二月一度還幸あり、一條忠香第三女美子（みこ）を皇后に冊立、翌二年三月再び東京に幸し、垣武帝以來一千七十有余年の平安京は舊都となれり、天皇は又神武天皇建國の皇謨に則り、新日本建國の創業を御成就あらせ給ひ、確然たる新紀元を國史の上に劃し給ひ、或は皇祖天照大神の大威烈を仰ぎ、天壤無窮の神勅を明徴に、内に皇室典範を制定、外に帝國憲法を發布し、天安河原の神集會議を再興す、乃ち萬機公論或は帝國議會の開設や、名は新らしけれど遠く神代の古へ八百萬の神達を天の安河原に集へ議り給へる、これ萬機公論の先縦に外ならず、八千萬國民を古の高天原八百萬神となし給ふ大御心に外なし、而して日清、日露の兩役に國運を賭し、御稜威を世界に輝し或は臺灣、朝鮮の領有併合等大小御事蹟實に枚舉に遑あらず、而して我國を世界の一等國に列せしめ泰山の安きに置かせ給ふ、御在位四十六年、明治四十五年（紀元二千五百七十二年）七月十九日不豫、三十日午前〇時四十三分、聖壽六十一にて崩御遊さる、大正天皇即日改元大正と稱し元年八月二十七日、明治天皇と追號を勅定、九月十四日靈柩青山を發し、午後五時十分桃山驛着御、現陵所に奉遷、十五日黎明御儀を了し、是日陵號亦勅定せらる。

參攷日誌 昭和 年 月 日

附近探勝記